

令和 7 年度（2025年度） 第 1 回熊本県介護現場革新会議

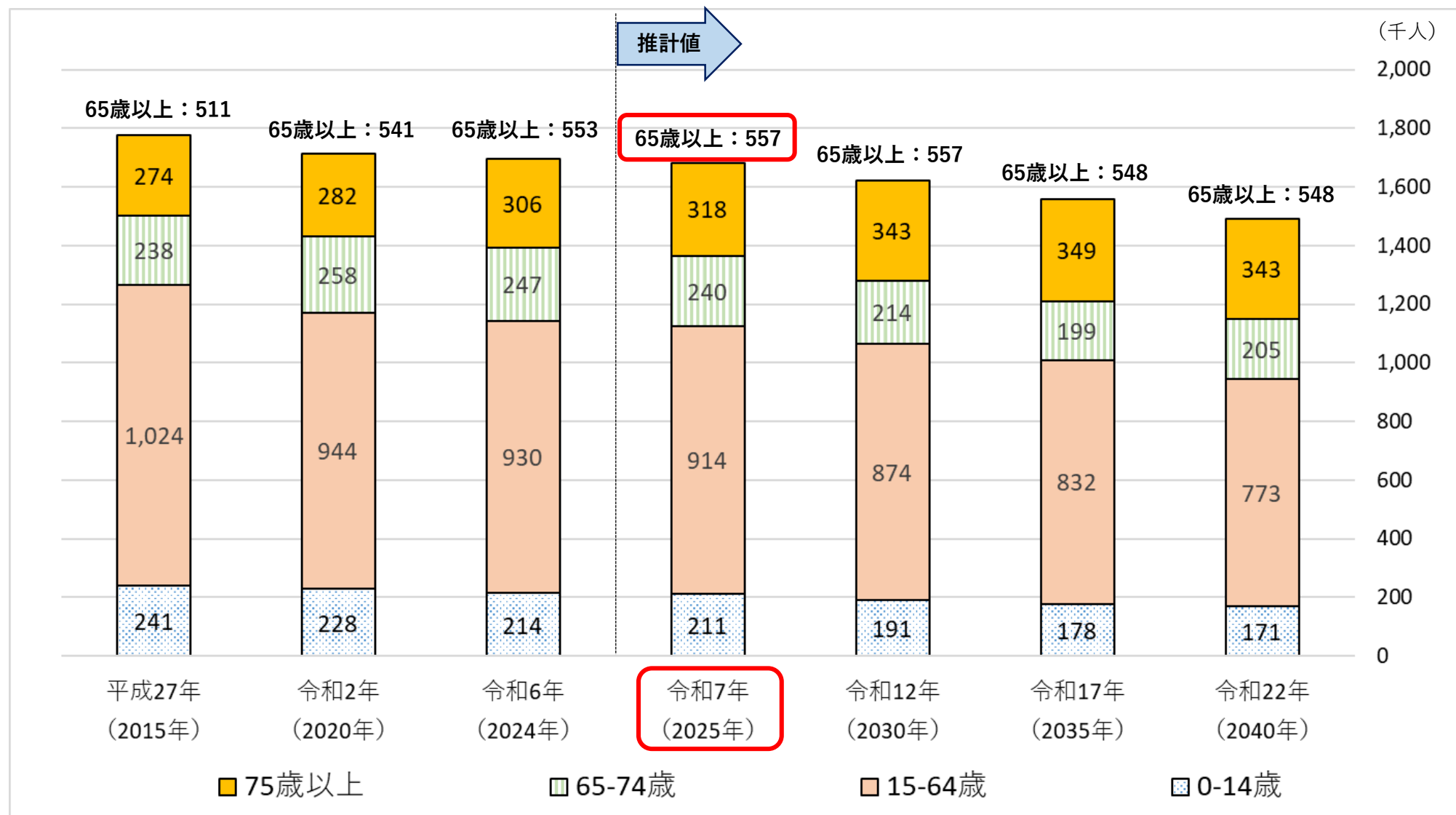
説明資料

**令和 7 年 6 月 1 9 日（木）
熊本県高齢者支援課**

1	本県の現状	P. 3
2	介護現場における生産性向上に向けた取組	P.16
	＜国の施策動向＞	P.21
	＜本県の取組＞	P.30
3	介護現場の勤務環境改善支援事業 介護生産性向上推進総合事業	P.38
4	介護現場における生産性向上に向けた取組方針（案） （「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」の取組方針）	P.46
5	「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」取組計画	P.52

1 本県の現状

本県の人口の推移（推計）

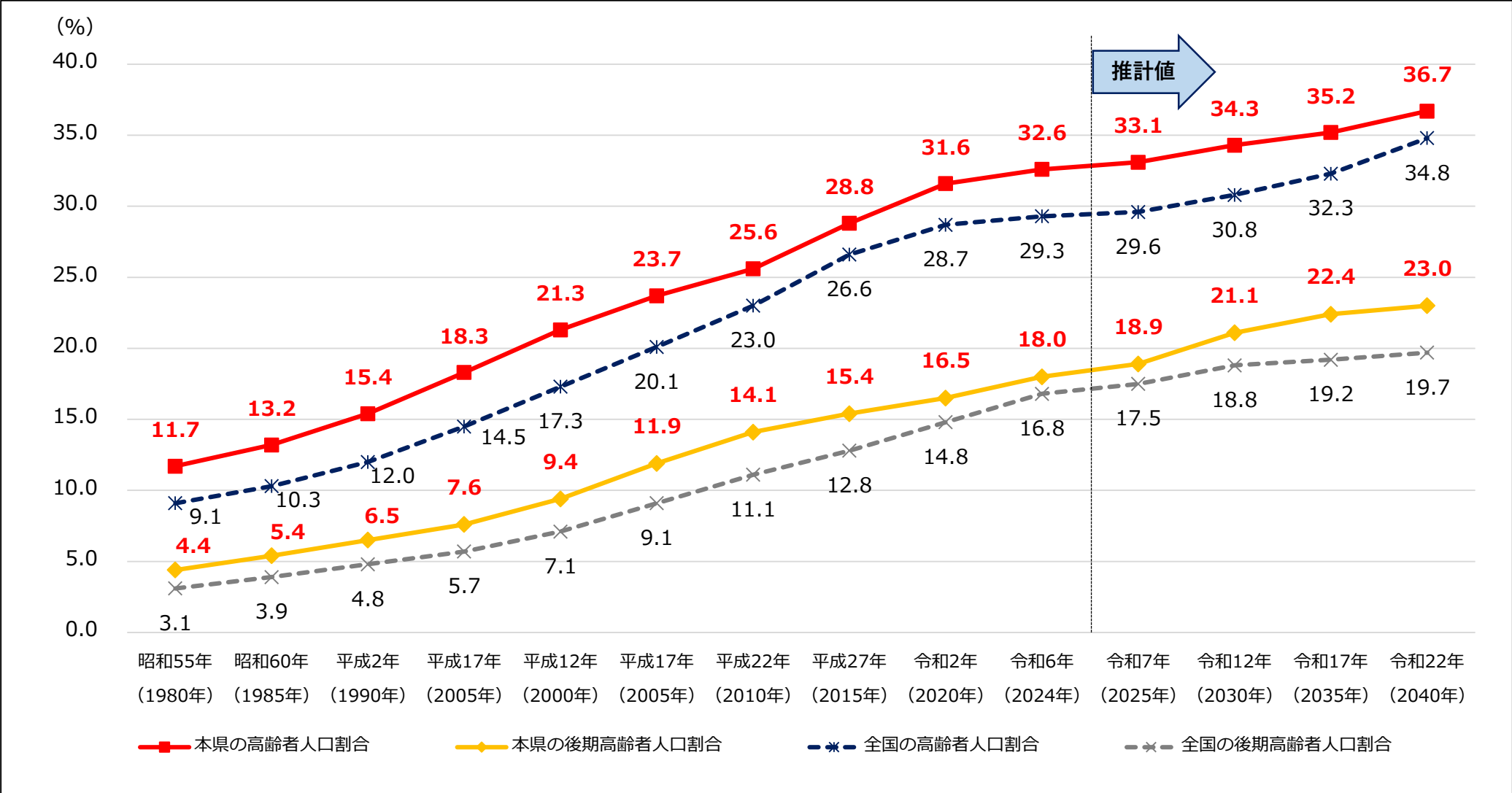


（資料）令和2年まで：総務省統計局「国勢調査」

令和6年：熊本県統計調査課「熊本県推計人口調査」

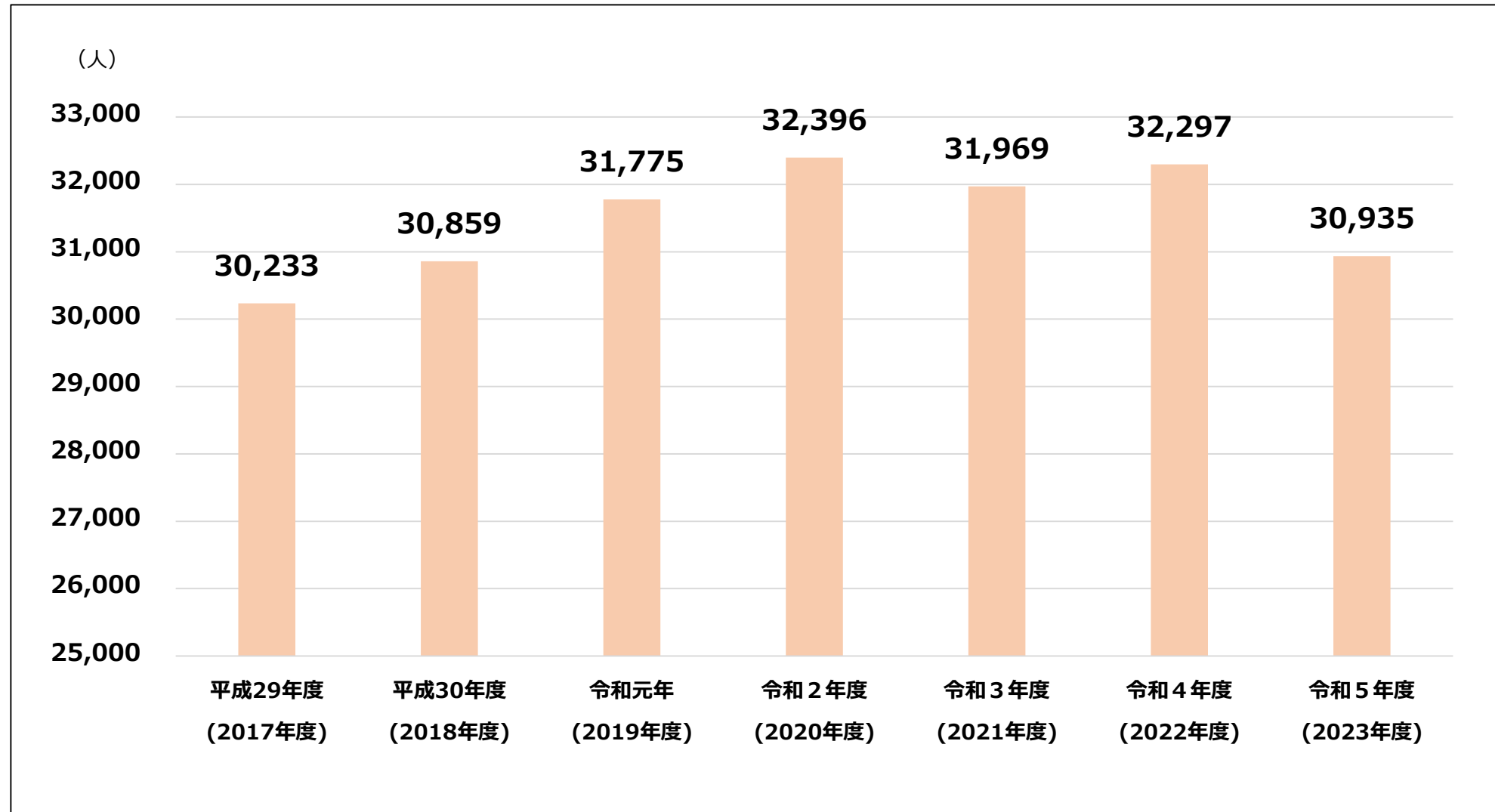
令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

高齢化率の推移と予測



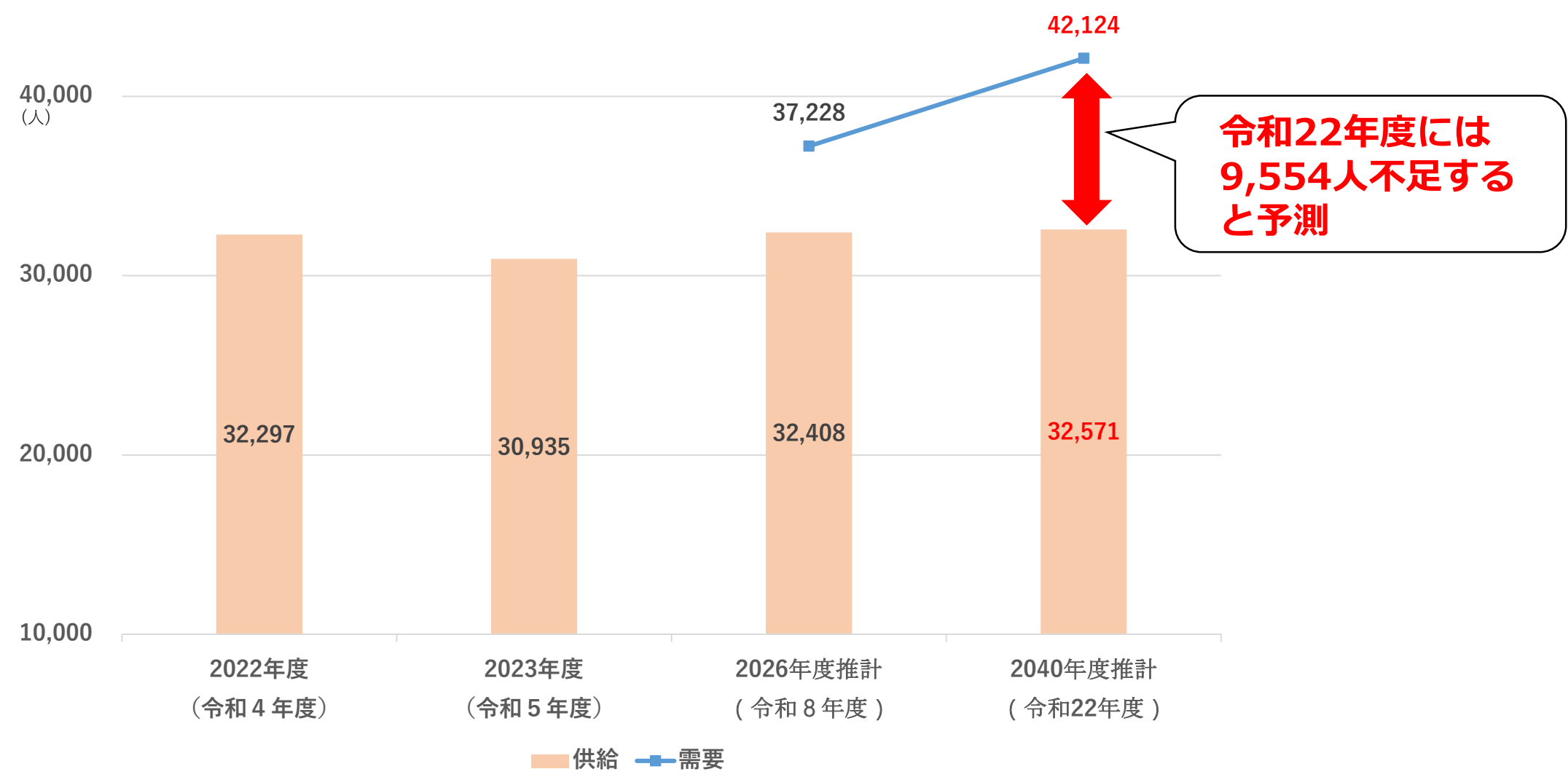
(資料) 昭和55年～令和2年：総務省統計局「国勢調査」
令和6年：全国は総務省統計局「人口推計（概算値）」
熊本県は熊本県統計調査課「熊本県推計人口調査」
令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」、「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

本県の介護職員数



(資料) 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(R6.12.25公表)

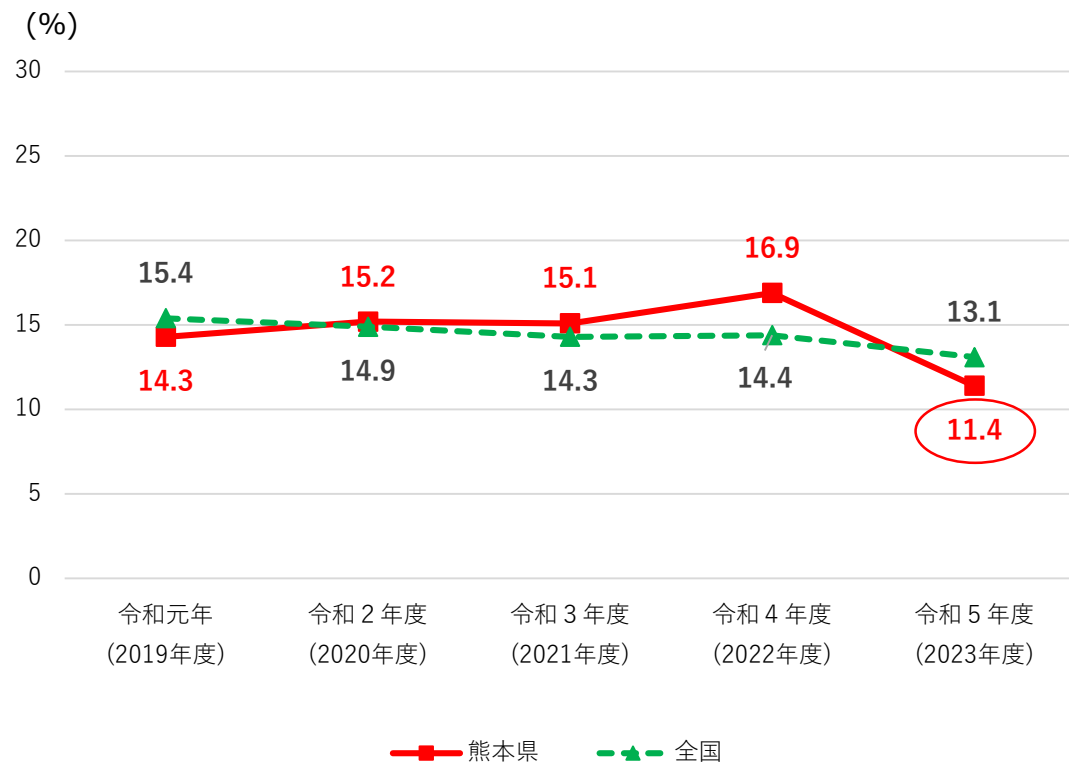
本県の介護人材需給推計



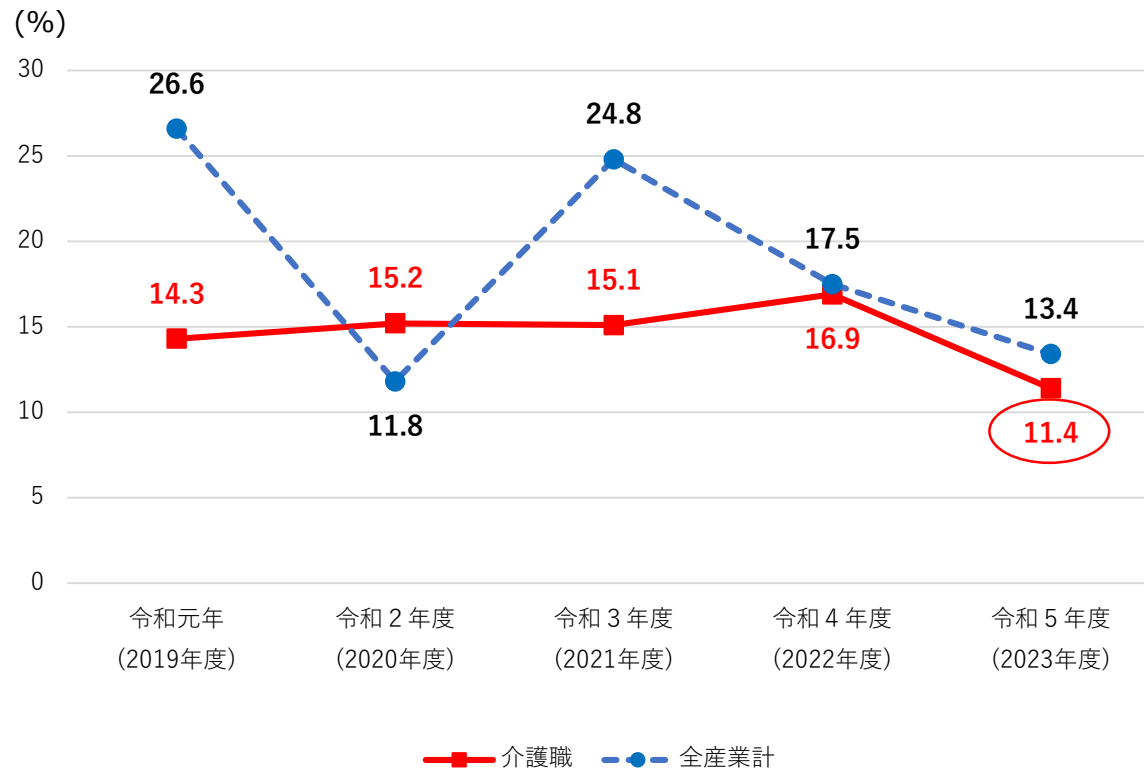
(資料) 厚生労働省の介護人材需給推計ワークシートにより計算 (端数の関係で差引き計算が一致しない)
※令和4年度、令和5年度は介護職員数のみ記載 (R8,R22は推計値)

介護職（介護職員・訪問介護員）の離職率

【本県と全国の介護職の離職率比較】



【本県における介護職と全産業の離職率比較】

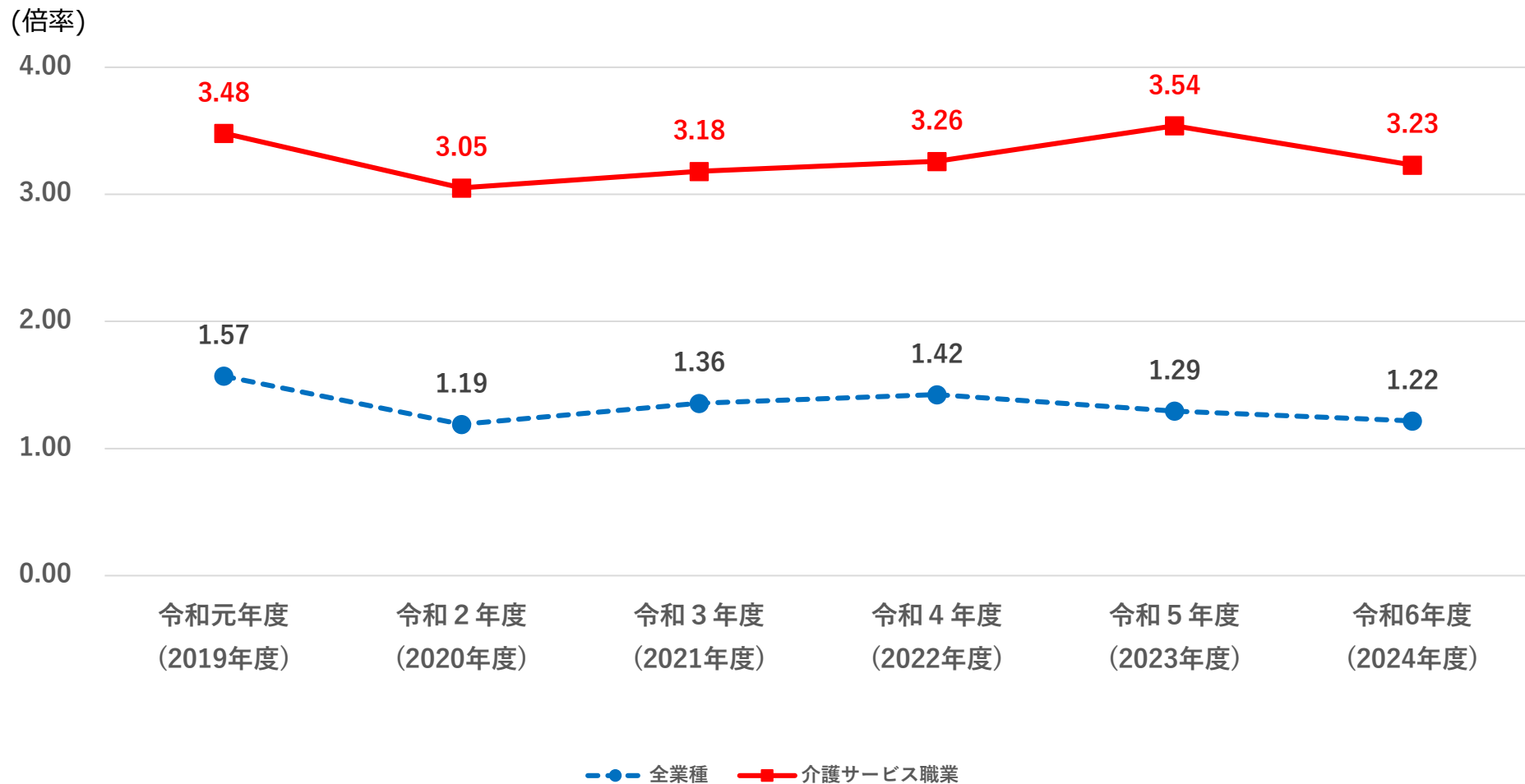


(資料) 介護職：公益財団法人介護労働安定センター「介護労働実態調査（事業所における介護労働実態調査）」
全産業：厚生労働省「雇用動向調査」

※離職率＝「1年間の離職者数」÷「10月1日時点の在職者数」×100

有効求人倍率

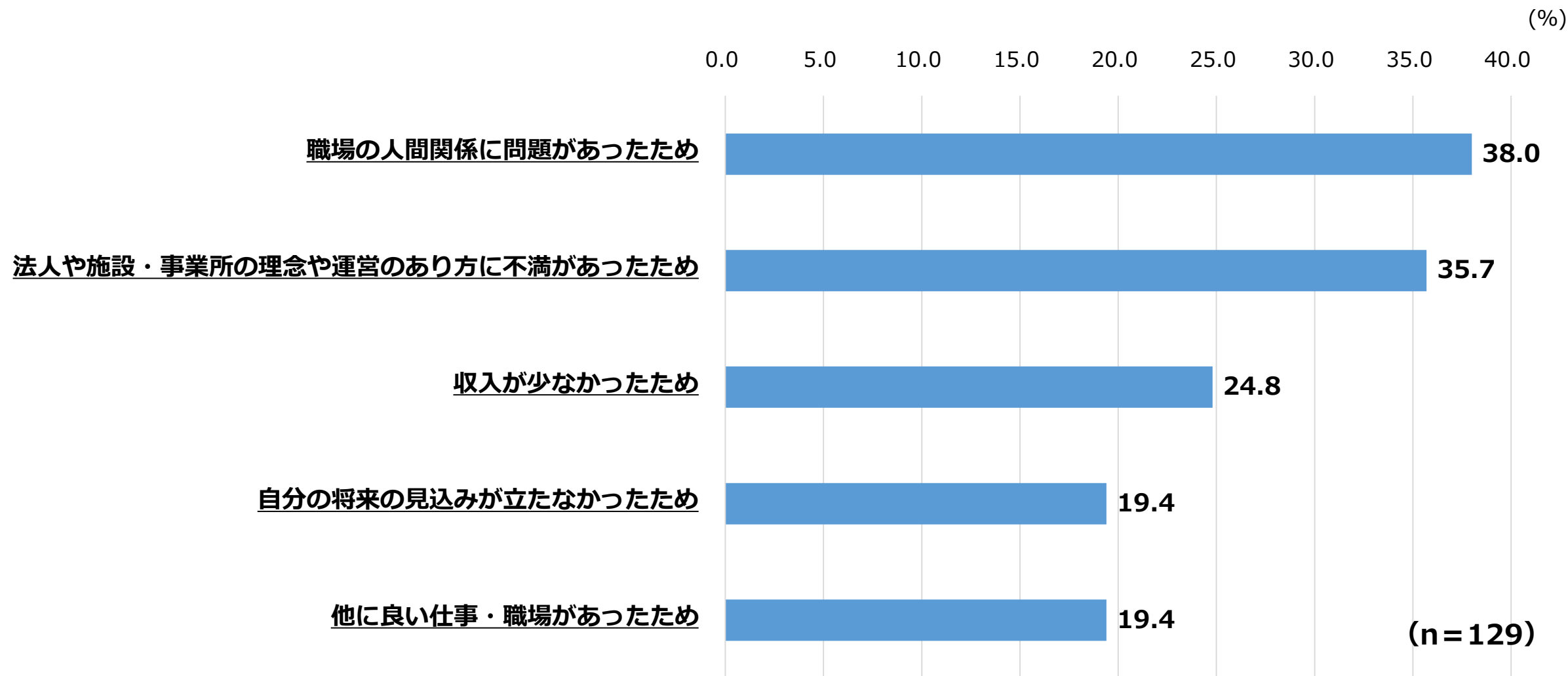
【本県における介護職と全業種の有効求人倍率比較】



(資料) 全業種：熊本労働局「一般職業紹介状況」(各年度の原数値(平均値))

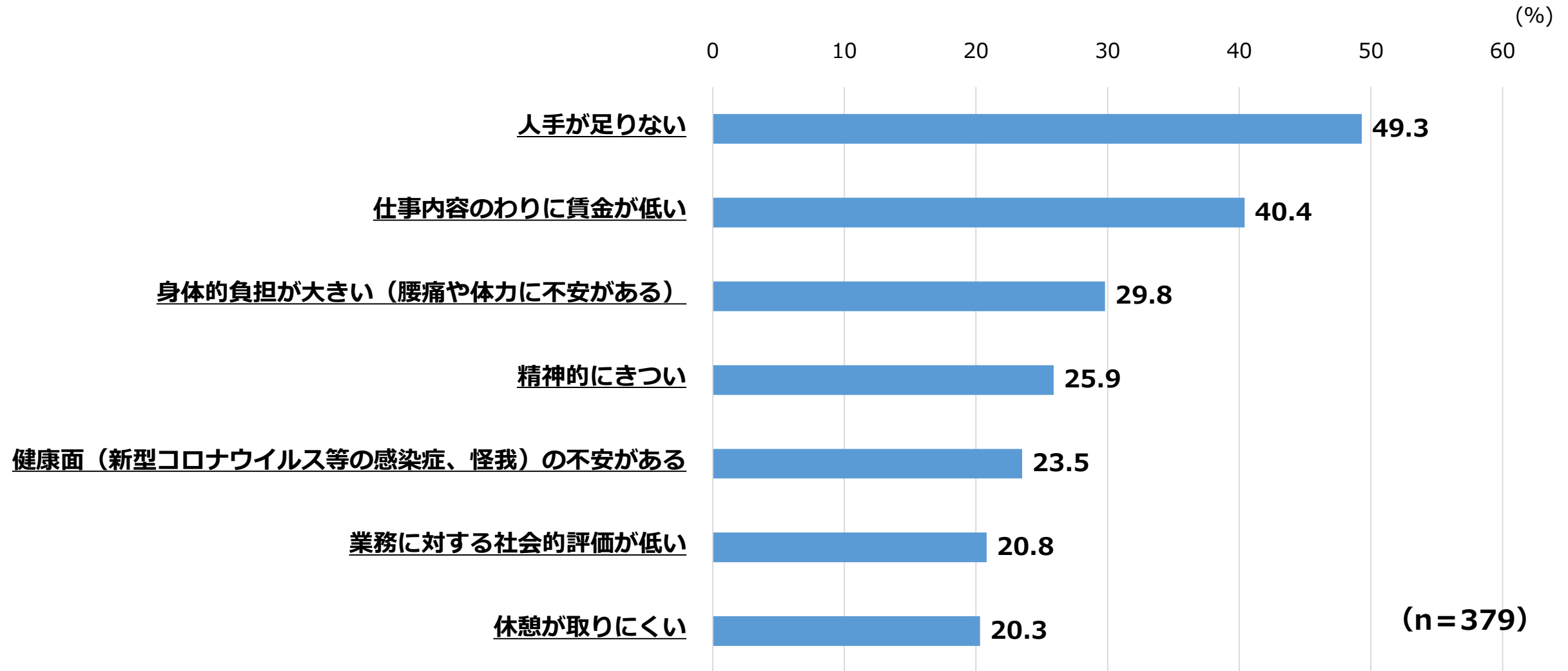
介護サービス職業：熊本労働局「職業別<中分類>常用計 有効求人・求職・求人倍率」を用いて、介護サービス職業の各年度の平均値を算出

介護労働者の直前職（介護関係の仕事）をやめた主な理由（熊本県分、複数回答）



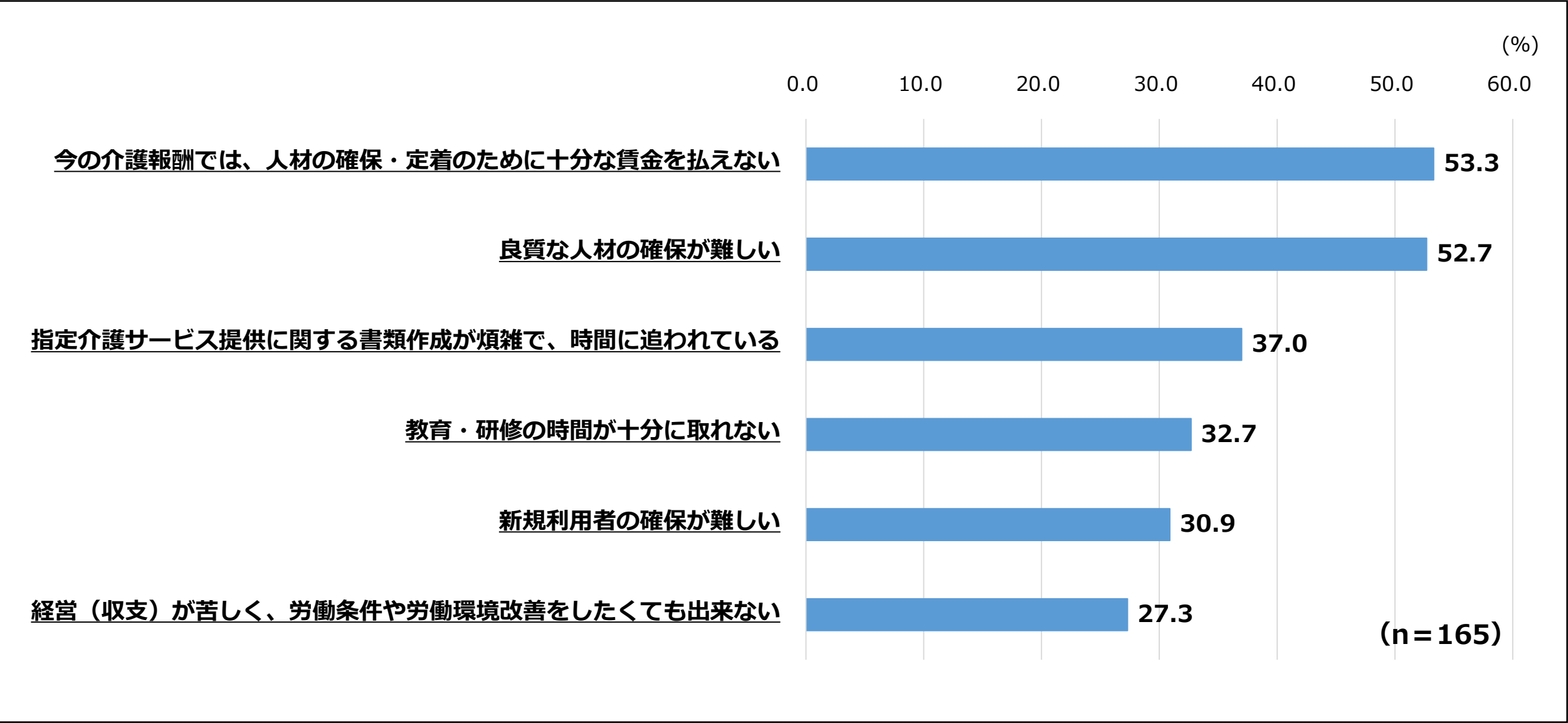
（資料）公益財団法人介護労働安定センター「令和5年度 介護労働実態調査（介護労働者の就業実態と就業意識調査）」

介護労働者の労働条件等の主な悩み、不安、不満等（熊本県分、複数回答）



（資料）公益財団法人介護労働安定センター「令和5年度介護労働実態調査（介護労働者の就業実態と就業意識調査）」

指定介護サービス事業を運営する上での主な課題（熊本県分、複数回答）



（資料）公益財団法人介護労働安定センター「令和5年度介護労働実態調査（事業所における介護労働実態調査）」

事業所において従業員の早期離職防止や定着を図るために行っている方策（熊本県分、複数回答）

(n=165)

(%)

ハラスメントのない人間関係のよい職場づくりをしている	79.4	健康対策や健康管理に力を入れている	47.9
残業削減、有給休暇の取得促進、シフトの見直し等を進めている	71.5	事業所・施設の設備・環境を働きやすいものに改善している	47.3
仕事の内容は変えずに、労働時間や労働日を本人の希望で柔軟に対応している	69.7	本人の希望・能力開発・同僚との人間関係などに配慮した配置（人事異動）を行っている	46.7
職場のミーティング等で、介護の質を高めるための価値観や行動基準を共有している	66.7	能力や仕事ぶりをしっかり評価し、賃金などの処遇に反映している	45.5
現場の裁量で自分たちの創意工夫を活かせるようにしている	62.4	悩み、不満、不安などがある場合に上司以外に相談できる担当者・相談窓口を設けている（メンタルヘルス対策を含む）	37.6
仕事上のコミュニケーションの円滑化を図っている（上司との定期面談、定期的なミーティング、意見交換会など）	61.8	職場内でのキャリアアップの道筋を明確化している	33.3
仕事と家庭（育児・介護）の両立を支援するための、休業・休暇・短時間労働などの法制度の活用を促進している	53.9	介護ロボット・ICT機器等の導入、業務改善等により業務負担の軽減を進めている	23.6
賃金水準を向上させている	53.3	仕事外での職員間の交流を深めている	20.6
社内外で研修を受講できる機会を充実させている	49.1	託児所設置や保育費用支援等の法人独自の子育て支援策を設けている	4.8

（資料）公益財団法人介護労働安定センター「令和5年度介護労働実態調査（事業所における介護労働実態調査）」

介護ロボット・ICT機器等の導入状況

	(%)			
	すべて	施設	通所	訪問
全 国	31.6	41.9	30.6	31.5
熊本県	34.9	43.7	35.0	33.6
福岡県	29.6	38.1	28.7	32.9
佐賀県	24.9	28.3	26.0	24.2
長崎県	28.0	35.0	26.6	24.5
大分県	28.9	40.9	28.8	28.2
宮崎県	27.6	43.3	25.3	22.6
鹿児島県	30.5	40.5	31.8	22.0
沖縄県	34.9	47.3	34.5	40.5

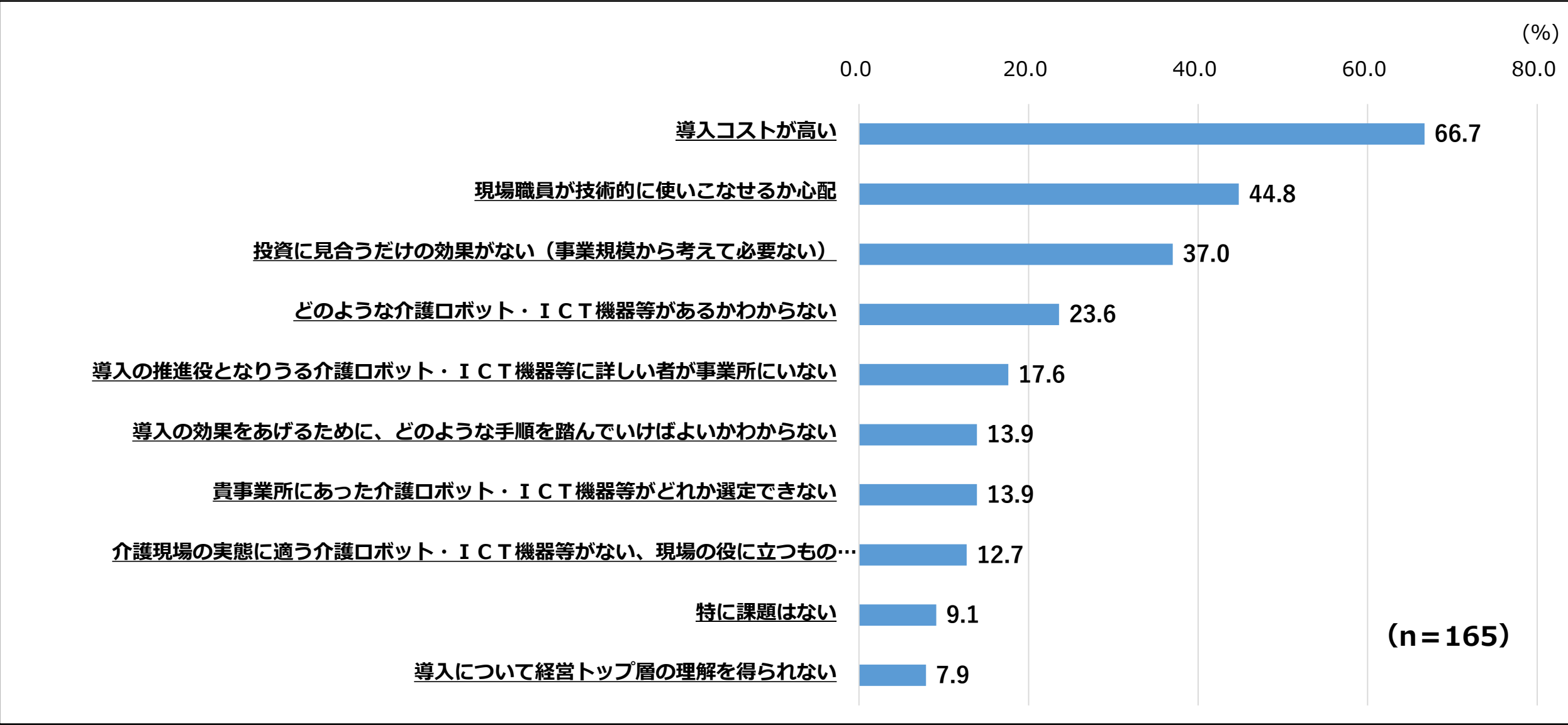
令和6年(2024年)8月末時点の数値

【数値の定義】情報公表システムにおける「事業所の特色」に入力のある事業者における、「生産性向上のための業務改善の取組」で「タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の軽減」の記載がある事業者の割合。

※稼働していない事業者を除くため、2020年以降に情報公表システムへの入力がある事業者のみを対象としている。

(資料) デジタル庁「介護現場の生産性向上に関するダッシュボード 介護現場の生産性向上のための取組状況(都道府県別)」

事業所における介護ロボット・I C T 機器等の導入についての課題（熊本県分、複数回答）



（資料）公益財団法人介護労働安定センター「令和5年度介護労働実態調査（事業所における介護労働実態調査）」

2 介護現場における生産性向上に向けた取組

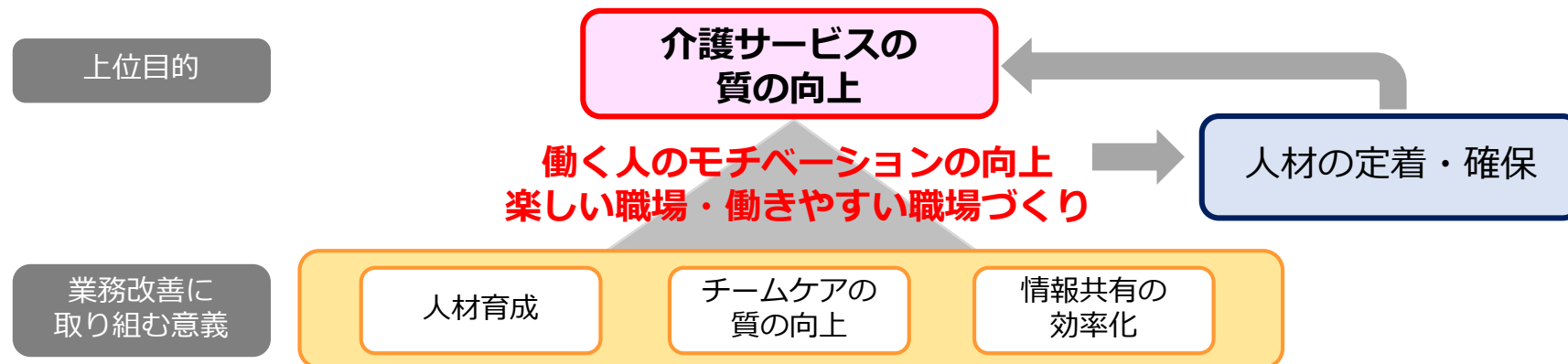
介護分野において生産性向上に取り組む意義

- ・ 2025年には団塊の世代が全員 75 歳以上となり、 2040 年にかけて 85 歳以上人口が急増することが予想される。要介護認定率は年齢が上がるにつれ上昇し、特に 85 歳以上で上昇する傾向にあることから、介護サービスの需要は今後、更に高まることが見込まれる。
- ・ 一方で、生産年齢人口は急速に減少することが見込まれており、人材確保は既に全産業的に喫緊の大きな課題である。
- ・ これまで、介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、介護職員の離職防止や定着促進、介護分野の生産性向上に向けた取組の普及、介護職の魅力発信等の様々な施策を行ってきた。
- ・ 介護分野の生産性向上の取組については、**介護サービスの質の維持・向上**が見込まれるとともに、**介護現場の職員の負担軽減**等にもつながるものであり、加えて、**魅力向上・介護人材確保等による経営の安定**も図られる「三方良し」の取組であることを踏まえれば、介護サービス事業所自らが積極的に推進すべきものとも考えられる。

厚生労働省 「介護分野における生産性向上の取組の支援・普及に向けた推進体制について」 より

介護現場における「生産性向上」とは

- ・一般的に「生産性」とは製造業等で用いられるOutput（成果）をInput（投入量）で除した「労働生産性」を指す。
- ・一方、介護分野における「生産性」を考える場合には、**介護分野の人が人にケアを提供するといった特性（製造業等との違い）を十分に考慮する必要がある**。介護現場の生産性向上は「**利用者に質の高いケアを届ける**」という介護現場の価値を重視し、介護サービスの生産性向上を「**介護の価値を高めること**」と定義（生産性向上ガイドライン）している。
- ・人手不足の中でも介護サービスの質の維持・向上を実現するためには、**介護サービス事業所の課題を明確にし、業務改善活動等に継続的に取り組む必要がある**。そして、これらを通じて職員の働きがいや仕事に対する満足度を高め、その結果として更なるサービスの質の向上につながる。
- ・介護現場における生産性向上とは、**介護ロボット等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者と職員が接する時間を増やすなど、介護サービスの質の向上にも繋げていくこと**である。

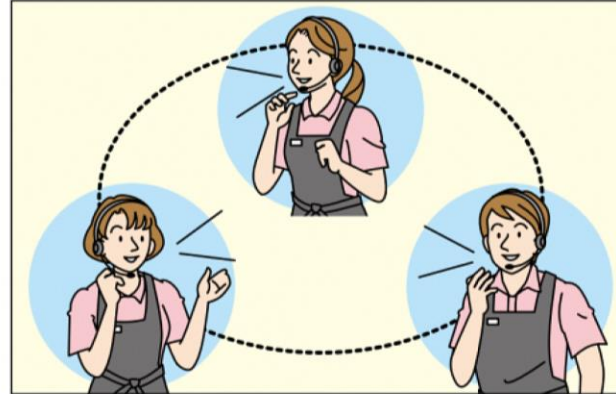


介護現場におけるテクノロジーの活用例

スマートフォンを活用した
記録・入力省力化



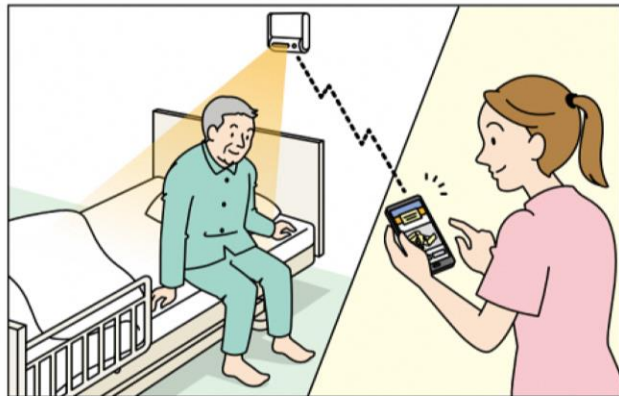
インカムを活用した
コミュニケーションの効率化



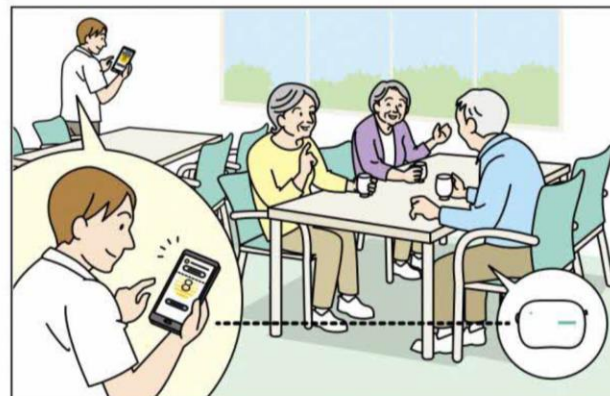
移乗支援機器を活用した
従事者の負担軽減



センサーを活用した見守り
による省力化・ケアの質向上



センサーを活用した排泄予測
による省力化・ケアの質向上



情報の収集・蓄積・活用の
円滑化によるケアの質向上



介護現場における生産性向上ガイドライン

①職場環境の整備

取組前



取組後



②業務の明確化と役割分担 (1)業務全体の流れを再構築

介護職の業務が
明確化されて
いない



業務を明確化し、
適切な役割分担を
行いケアの質を向上



②業務の明確化と役割分担 (2)テクノロジーの活用

職員の心理的
負担が大きい



職員の心理的
負担を軽減



③手順書の作成

職員によって異なる
申し送り



申し送りを
標準化



④記録・報告様式の工夫

帳票に
何度も転記

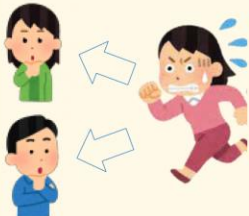


タブレット端末や
スマートフォンによる
データ入力（音声入
力含む）とデータ共有

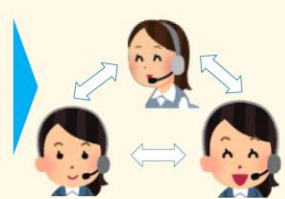


⑤情報共有の工夫

活動している
職員に対して
それぞれ指示



インカムを利用した
タイムリーな
情報共有



⑥OJTの仕組みづくり

職員の教え方に
ブレがある



教育内容と
指導方法を統一



⑦理念・行動指針の徹底

イレギュラーな
事態が起こると
職員が自身で
判断できない



組織の理念や行動
指針に基づいた
自律的な行動



<国の施策動向>

介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージについて

令和4年12月23日 厚生労働省

- 持続的な介護職員の待遇改善を実現するためには、個々の事業者における経営改善やそれに伴う生産性の向上が必要であり、具体的には、取組の横展開や働きかけの強化等、総合的に取り組むことが重要。
- 中小事業者も多い、介護事業者の職場環境づくりを全政府的な取組と位置づけ、自治体や事業者も巻き込んで推進し、その成果を、従業員の賃金に適切に還元していただくことについて期待。

(1) 総合的・横断的な支援の実施

① 介護現場革新のワンストップ窓口の設置

事業者への様々な支援メニューを一括し、適切な支援につなぐワンストップ窓口を各都道府県に設置。中小企業庁の補助金の活用促進。

② 介護ロボット・ICT機器の導入支援

課題に対応した代表的な導入モデルを紹介するとともに、①のワンストップ窓口と連携して、相談対応、職員向け研修など伴走支援を進める。

(2) 事業者の意識改革

③ 優良事業者・職員の表彰等を通じた好事例の普及促進

職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上などに取り組む事業者・職員を総理大臣が表彰等する仕組みを早期に導入し、優良事例の横展開を図る。

④ 介護サービス事業者の経営の見える化

介護サービス事業者の財務状況や処遇改善状況の見える化を進め、経営改善に向けた動機付けを進める。

(3) テクノロジーの導入促進と業務効率化

⑤ 福祉用具、在宅介護におけるテクノロジーの導入・活用促進

在宅介護の情報共有や記録の円滑化などについて、調査研究を進め、活用を促進する。また、福祉用具貸与等の対象種目の追加について、評価検討を進める。

⑥ 生産性向上に向けた処遇改善加算の見直し

未取得事業者の取得促進を図るとともに、加算手続の簡素化や制度の一本化について検討。

⑦ 職員配置基準の柔軟化の検討

実証事業などでのエビデンス等を踏まえつつ、テクノロジー導入に先進的に取り組む介護施設における職員配置基準（3:1）の柔軟な取扱い等を検討。

⑧ 介護行政手続の原則デジタル化

今年10月から運用開始した電子申請・届出システムの利用原則化に取り組む。

介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務 (全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 (令和5年法律第31号)による改正)

改正の趣旨

- ・介護現場において、生産性向上の取組を進めるためには、一つの介護事業者のみの自助努力だけでは限界があるため、地域単位で、モデル事業所の育成や取組の伝播等を推進していく必要がある。一方、事業者より、「地域においてどのような支援メニューがあるのか分かりにくい」との声があるなど、都道府県から介護現場に対する生産性向上に係る支援の取組の広がりが限定的となっている実態がある。
- ・都道府県を中心に一層取組を推進するため、都道府県の役割を法令上明確にする改正を行うとともに、都道府県介護保険事業支援計画において、介護サービス事業所等における生産性向上に資する事業に関する事項を任意記載事項に加える改正を行う。

改正の概要・施行期日

・都道府県に対する努力義務規定の新設

都道府県に対し、介護サービスを提供する事業所又は施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設する。

・都道府県介護保険事業支援計画への追加

都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項に、介護サービス事業所等の生産性の向上に資する事業に関する事項を追加する。

※ 市町村介護保険事業計画の任意記載事項についても、生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項を追加する。

- ・施行期日：令和6年4月1日

【介護保険法条文】

第5条第2項 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

第3項 都道府県は、前項の助言及び援助をするに当たっては、介護サービスを提供する事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努めなければならない。

介護生産性向上推進総合事業 (地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の97億円の内数(137億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

都道府県が主体となって、関係機関との協議会(都道府県介護現場革新会議)の実施、生産性向上や人材確保に関するワンストップ窓口である介護生産性向上総合相談センターの設置等の取組を行うことにより、介護現場における生産性向上や人材確保の取組を推進することを目的とする。

2 事業の概要等

(1) 都道府県介護現場革新会議に係る支援(必須)

- 事業内容
 - ① 介護現場革新会議の開催
 - ② 対応方針に基づき実施する事業(実施する場合)
 - ア 地域のモデル施設育成
 - イ 介護業界のイメージ改善
 - ウ その他(介護助手活用支援、外国人人材活用等)
- 補助対象等…会場費、委員旅費・謝金、モデル施設育成のための経費【1事業所あたり対象経費の1/2以内(上限500万円)】(コンサル、介護ロボット・介護ソフト導入、等)

(2) 介護生産性向上総合相談センターに係る支援(必須)

- ① 生産性向上の取組に関する研修会(取組手法、ICT活用等)
- ② 生産性向上に取り組む介護事業所に対する有識者の派遣(取組手法に対する助言、取組の見直しに関する助言等)
- ③ 介護事業所からの生産性向上・人材確保の取組等に関する相談対応(生産性向上の考え方や取組方法、課題への解決策等の相談、介護ロボットやICTの導入計画策定支援、電子申請・届出システム、ケアプランデータ連携システムの使用方法等)
- ④ 介護ロボット等の機器展示
- ⑤ 介護ロボットの試用貸出
- ⑥ 他の機関との連携

(3) 第三者による生産性向上の取組の支援(市町村が実施することも可)

- 対象事業所…介護事業所(介護保険法に基づく全サービスを対象とする)であって、地域全体における生産性向上に向けた取組の拡大にも資するものとして都道府県又は市町村が認めるもの
- 事業内容…業務改善支援事業者が対象となる介護事業所において ①事前評価(課題抽出)、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価等の支援を行い、それを踏まえた実地による個別支援を3回以上実施。
- 補助額…対象経費の1/2以内(上限30万円)

令和7年度概算要求額：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数（97億円の内数）

1 事業の目的

- 都道府県が主体となった介護現場の生産性向上を推進する取組の広がりには限定的であり、また、既存の生産性向上に係る事業は数多くあるものの、実施主体や事業がバラバラであり、一体的に実施する必要がある。
- このため、都道府県の主導のもと、介護人材の確保・処遇改善、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入、介護助手の活用など、介護現場の革新、生産性向上にワンストップ型の総合的な事業者への支援を可能とする「介護生産性向上推進総合事業」を実施する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなぐ。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- 都道府県が主体となり、「介護生産性向上総合相談センター」を設置。介護現場革新会議において策定する基本方針に基づき、介護ロボットやICTの導入その他生産性向上に関する支援・施策を実施するほか、人材確保に関する各種事業等とも連携の上、介護事業者等に対し、ワンストップ型の相談支援を実施する。

【実施事項(必須)】

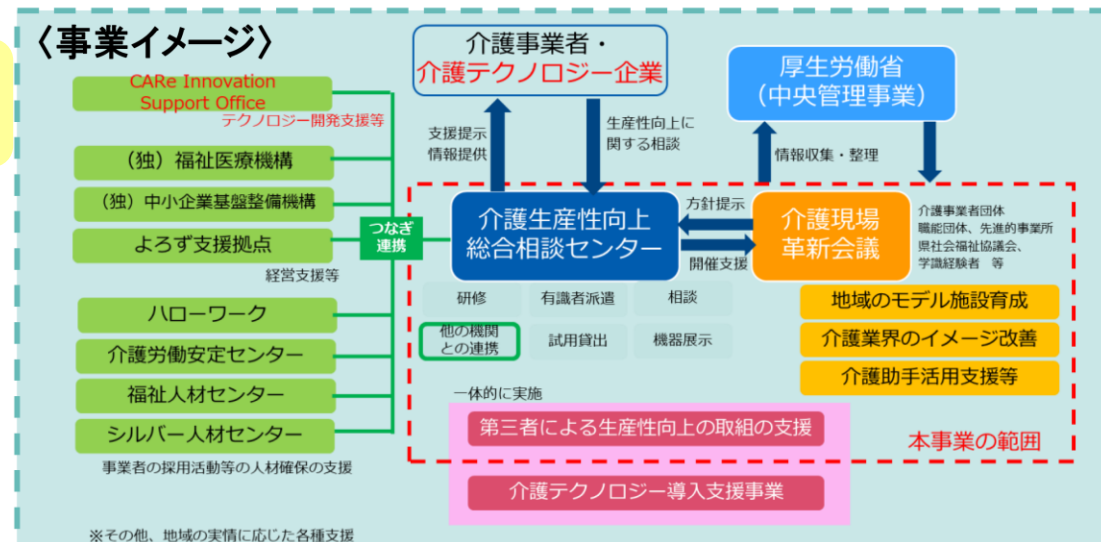
- 介護現場革新会議の開催
- 介護生産性向上総合相談センターの設置
(介護ロボット・ICT等に係る相談窓口事業)
- 人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携

【実施事項(任意)】

- 介護事業所の見える化に関する事業
- その他地域の実情に応じた各種支援事業



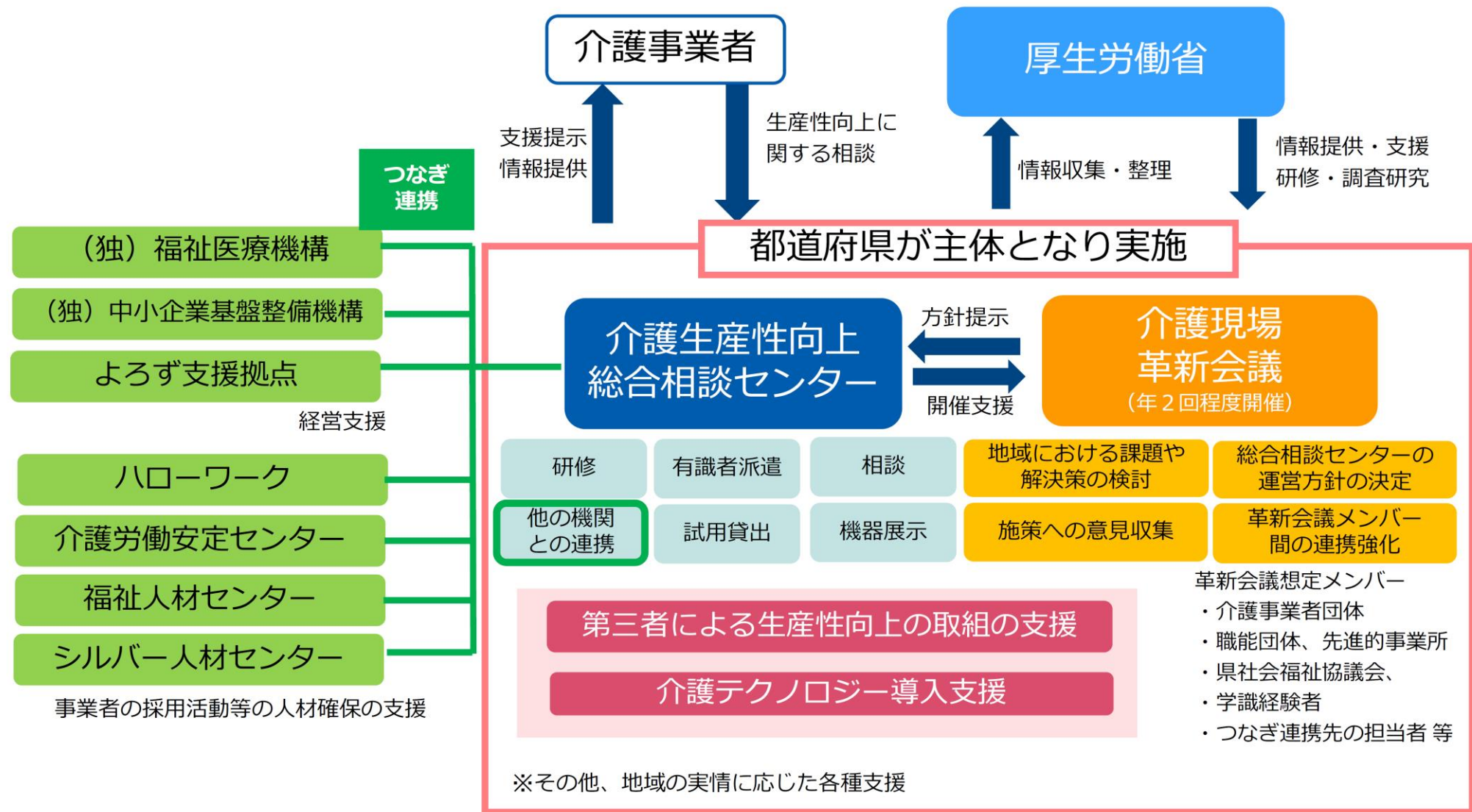
令和5年度センター設置実績：5道県



※改正介護保険法により、都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務規定が令和6年4月から施行

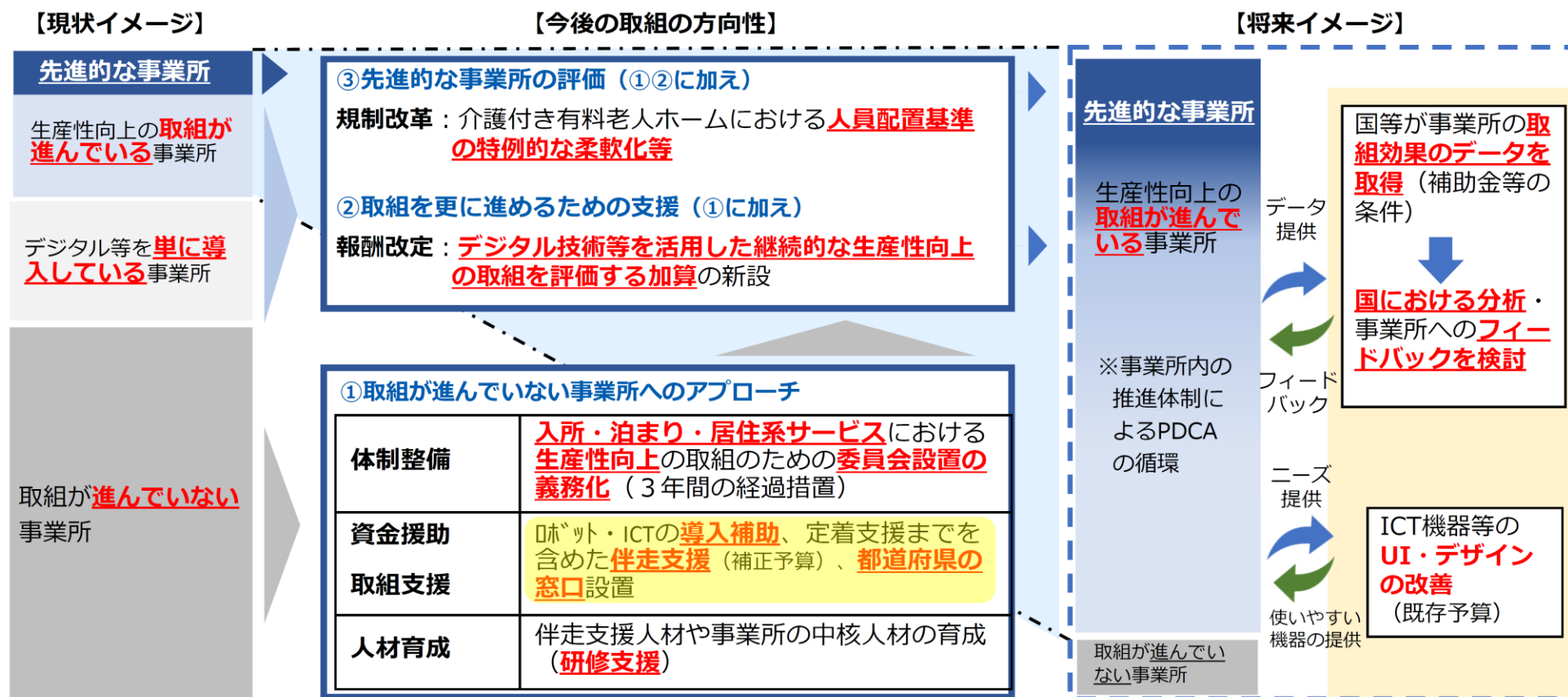
令和7年度厚生労働省予算概算要求の老健局参考資料より

都道府県における生産性向上の取組の促進策の全体像



介護分野におけるデジタル行財政改革の方向性

- デジタル技術の導入支援や相談窓口の設置など様々な支援を行っており、生産性向上が進む事業所がある一方で、取組が幅広く普及しているとは言えない状況である。
- このため、①補正予算を含む財政支援、②介護報酬改定において生産性向上の取組を促進、③人員配置基準の柔軟化等で先進的な取組を支援、④明確なKPIでPDCAサイクルを回すことなどに取り組む。



介護分野におけるK P I

- 介護分野におけるデジタル行財政改革を推進するため、基盤・環境の整備（インプット）や基盤・環境の活用（アウトプット）の各段階で適切なK P Iを設定し、効果の創出（アウトカム）を目指す。

基盤・環境の整備

	2023年	2026年	2029年	2040年	定義等
生産性向上方策等周知件数	2,570件 (R5暫定値)	増加	増加	—	（単年度）セミナー、フォーラム、都道府県窓口セミナーへの参加件数、動画再生回数の増加
デジタル（中核）人材育成数（2023年度より実施）	500名	5,000名	10,000名	—	（累計）デジタル（中核）人材育成プログラムの受講人数（開校実施までので、自治体や民間が実施する研修等の数は含んでいない）
都道府県ワンストップ窓口の設置数（2023年度より実施）	5	47	47	47	（累計）各都道府県における設置数
委員会設置事業者割合※（2024年度より実施）	—	【2024年夏までに調査を実施し、目標を設定】			（累計）入所・泊まり・居住系サービスは3年後義務化予定、KPIは全サービスを対象とする（一部サービスを除く）
ケアプランデータ連携システム普及自治体の割合（2023年度より実施）					
事業者が活用している自治体の割合	40%	80%	100%	100%	（累計）管内事業者が利用している市区町村の割合
複数の事業者が活用している自治体の割合	—	50%	90%	100%	（累計）管内事業者が3割以上利用している市区町村の割合
ICT・介護ロボット等の導入事業者割合※	29%	50%	90%	90%以上	処遇改善加算の職場環境要件の算定状況を集計
介護現場のニーズを反映したICT・介護ロボット等	52件 (R5 暫定値)	60件以上	60件以上	—	（単年度）介護ロボットの開発・実証・普及のプロジェクト等事業における開発企業とニーズのマッチング支援件数を集計
生産性向上の成果					デジタルを活用した報告（年1回）を原則とし、都道府県及び厚生労働省が確認できること

デジタル（中核）人材育成数（2023年度より実施）	500名	2026年	2029年	2040年	ので、自治体や民間が実施する研修等の数は含んでいない）
都道府県ワンストップ窓口の設置数（2023年度より実施）	5	47	47	47	（累計）各都道府県における設置数
委員会設置事業者割合※（2024年度より実施）	—	【2024年夏までに調査を実施し、目標を設定】			（累計）入所・泊まり・居住系サービスは3年後義務化予定、KPIは全サービスを対象とする（一部サービスを除く）
ケアプランデータ連携システム普及自治体の割合（2023年度より実施）					
事業者が活用している自治体の割合	40%	80%	100%	100%	（累計）管内事業者が利用している市区町村の割合
複数の事業者が活用している自治体の割合	—	50%	90%	100%	（累計）管内事業者が3割以上利用している市区町村の割合
ICT・介護ロボット等の導入事業者割合※	29%	50%	90%	90%以上	処遇改善加算の職場環境要件の算定状況を集計

から

の群より減少した事業所の割合）					
③上位加算取得事業者及び特例的な柔軟化を実施する事業者（②の群より減少した事業所の割合）	—	30%	50%	90%以上	事業者からの報告
人員配置の柔軟化（老健、特養、特定（注2））※	—	1.3%	8.1%	33.2%	令和5年度の介護事業経営実態調査を起点とし、人員配置の変化率を確認

- 注1）※をつけたものはサービス類型毎にデータを集計・分析し公表する予定としており、サービスが限定されていないものは原則全サービスとする
- 注2）職員一人あたりに対する利用者の人数は、老人保健施設で2.2対1、介護老人福祉施設で2.0対1、特定施設入居者生活介護指定施設（介護付きホーム）で2.6対1となっている（令和5年度介護事業経営実態調査結果より算出）
- 注3）参考指標として介護職員全体の給与（賞与込みの給与）の状況を対象年毎に確認
- 注4）本KPIは、必要に応じて随時に見直しを行うものとする

施策名:介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(介護テクノロジー導入・協働化等支援事業)

① 施策の目的

- ・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
- ・また、デジタル行財政改革会議において、デジタル(中核)人材育成数や、ICT・介護ロボットの導入事業者割合、ケアプランデータ連携システム普及の割合等のKPIを設定しており、都道府県におけるワンストップ窓口と連携しつつ、介護現場の生産性向上に向けてテクノロジー導入等の支援を行う必要がある。
- ・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ・生産性向上の取組を通じた職場環境改善について、ICT機器本体やソフト等の導入や更新時の補助に加え、それに伴う業務改善支援や地域全体で取り組む機器導入等に対する補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う経営や職場環境の改善の取組に対して補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 生産性向上の取組を通じた職場環境改善

① 生産性向上に資する介護ロボット・ICTの導入や更新

- ・事業所の業務効率化に向けた課題解決を図るための業務改善支援及びこれと一体的に行う介護ロボット・ICTの導入や更新に対する支援

② 地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

- ・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面で生産性向上の取組を推進
- ・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間でのケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

(2) 小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善

- ・人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援 等

【事業スキーム】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。

【実施主体】

都道府県 (都道府県から市町村への補助も可)

【負担割合】

- (1)①、(2)・・・国・都道府県3/4、事業者1/4
(要件によっては国・都道府県1/2、事業者1/2)
- (1)②・・・国・都道府県 10/10
- (1)①及び(2)を実施する場合・・・
国・都道府県4/5、事業者1/5

※国と都道府県の負担割合は以下のとおり

- (1)①、(2)・・・国4/5、都道府県1/5
- (1)②・・・国9/10、都道府県1/10

<本県の取組>

「くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略」【概要】

くまもと新時代共創基本方針の概要

＜期間＞ 令和6年度（2024年度）～令和9年度（2027年度）

1 策定の趣旨

＜基本方針の位置付け＞

- ・県政における最上位の方針。県政運営の基本的な考え方を示すもの。
- ・別に定める「くまもと新時代共創総合戦略」と合わせて「熊本県版総合戦略」を構成し、地方創生の取組みを推進。

2 取り巻く環境の変化

- (1) 人口の動向
少子化と人口減少
- (2) 半導体関連産業の更なる集積
TSMCの県内進出と半導体関連産業の更なる集積
- (3) 海外との交流の加速化
訪日旅行者及び外国人住民の増加
- (4) 災害からの復旧・復興、災害に強い県土づくり
熊本地震、令和2年7月豪雨災害からの創造的復興
- (5) デジタル化の進展
社会のデジタル化と国、熊本県における取組み
- (6) SDGsの浸透
SDGsの意識浸透と県内登録事業者の拡大

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の成果と課題（R2～R5）

- （成果）・熊本地震及び令和2年7月豪雨災害からの創造的復興
・新型コロナへの対応と産業の振興、地域活性化
・TSMCの県内進出に伴う周辺環境の整備
- （課題）・少子化、人口減少の進行

5 緑の流域治水の推進と五木村・相良村振興、水俣病問題への対応

- (1) “命と清流を守る”緑の流域治水の推進と五木村・相良村振興
 - ・流域全体の総合力で安全・安心を実現する「緑の流域治水」の推進
 - ・“命と清流を守る”新たな流水型ダムの整備推進
 - ・流水型ダムの建設により影響を受ける五木村・相良村の振興

3 基本理念

県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る
～世界に開かれた熊本、世界へ羽ばたく熊本～

世界に広がる
(国際)

- ・国の経済安全保障政策の中核となる世界的な半導体関連企業の進出も踏まえ、地域活力の創生に向けた取組みを推進。人・モノ・ビジネスの国際的な交流も加速・拡大。
- ・熊本県の強み（農林畜産産業、バランスの取れた産業、自然環境、防災力等）を更にステップアップさせ、世界に挑戦する県、「くまもと新時代」を目指す。

人を育てる
(人材)

- ・地域活力に不可欠な「人材」の育成と、若者や高齢者、障がいのある人、女性など全ての人が自分らしく輝くことのできる社会を実現。
- ・個性と力を発揮できる「活躍の場」の創出を進め、さらなる「人材」の流入も促進。

共に創る
(共創)

- ・こうした考えに基づき、「県民が主人公の県政」を進め、県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を県民の皆様と共に創る。

4 取組みの基本的方向性

実現

1 こどもたちが笑顔で育つ熊本

2 世界に開かれた活力あふれる熊本

3 いつまでも続く豊かな熊本

4 県民の命、健康、安全・安心を守る

くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略の概要②

くまもと新時代共創総合戦略の概要

「基本方針」に基づく施策の具体化

＜総合戦略の位置付け＞ 別に定める「くまもと新時代共創基本方針」を具体化するための施策、取組み等を取りまとめたもの。 ＜期間＞ 令和6年度（2024年度）～令和9年度(2027年度)

＜施策・取組み＞

1 こどもたちが笑顔で育つ熊本

（施策1）こども・若者がキラキラ輝く社会づくり

- ①「こどもまんなか熊本」の実現とこども・若者のライフステージに応じた支援

- ②特に支援が必要なこどもへの支援

（施策2）家庭や子育てに夢を持てる社会づくり

- ①希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援
- ②家庭のニーズに応じた子育て支援

（施策3）質の高い教育・未来を担う人材の育成

- ①変化の激しい時代に対応した教育の推進
- ②インクルーシブ教育システムの推進と多文化共生社会の実現
- ③グローバル人材の育成
- ④県立高校の魅力向上
- ⑤私学の振興

2 世界に開かれた活力あふれる熊本

（施策1）「くまもとで働く」人材の確保・育成

- ①大学等と連携した人材育成
- ②様々な分野の人材確保

（施策2）世界に伍する産業拠点熊本の創出

- ①半導体を中心とした新たな産業基盤の構築
- ②「くまもと版スタートアップ・エコシステム」の創出
- ③地域経済の振興
- ④DXの推進
- ⑤ビジネスの国際化・国際交流の促進

（施策3）「食のみやこ熊本県」の創造

- ①農林畜水産業の担い手確保・育成
- ②稼げる農林畜水産業の実践
- ③食育の推進・食文化の発展

（施策4）スポーツ、観光、文化芸術の振興

- ①スポーツ政策の推進
- ②観光振興
- ③文化芸術の振興

（施策5）交通の利便性向上

- ①交通渋滞解消
- ②交通体系の見直し
- ③熊本空港の活性化

3 いつまでも続く豊かな熊本

（施策1）豊かな自然の保全

- ①水資源をはじめとした環境保全
- ②ゼロカーボン社会及び循環型社会の推進

（施策2）移住定住、関係人口創出

- ①移住定住、U/Iターンの促進
- ②魅力の発信、関係人口創出

（施策3）魅力ある地域づくり

- ①市町村との連携・地域特性を踏まえた地域振興
- ②地域における移手段の確保

（施策4）社会の多様性

- ①人権教育・啓発の推進
- ②多様な主体の社会参画
- ③動物愛護の推進

4 県民の命、健康、安全・安心を守る

（施策1）「緑の流域治水」を核とした創造的復興

- ①「緑の流域治水」の更なる推進による一日も早い安全・安心の実現
- ②若者が“残り・集う”産業・雇用の創出

（施策2）災害に強い県土づくり

- ①防災力の強化
- ②防災・減災、国土強靱化に資するインフラ整備

（施策3）健康で長寿な社会の実現

- ①人生100年時代の充実にに向けた体制づくり
- ②地域共生社会の実現
- ③健康危機に強い熊本

（施策4）安全・安心の地域づくり

- ①各種防犯対策、県民生活を脅かす犯罪の取締り等の推進
- ②犯罪被害者支援
- ③交通安全意識の普及啓発の促進
- ④消費者被害の未然防止

（施策5）水俣病問題への対応

- ①公健法に基づく認定審査
- ②地域の保健医療福祉の充実
- ③水俣・芦北地域の振興

【取組み（総合戦略本文）】

4 県民の命、健康、安全・安心を守る

（施策3）健康で長寿な社会の実現

①人生100年時代の充実にに向けた体制づくり

- ・医療介護の担い手不足への対応として、国の動向も注視しつつ外国人材の活用に取り組むとともに、**介護ロボットやICT機器の導入等による介護現場の業務の効率化やサービスの質の向上等を支援します。**

主な重要業績評価指標 (KPI) 一覧

- ・普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがよくある児童生徒の割合(小学校・中学校)
- ・子育てができる・したいと思える環境が整っていると感じる県民の割合
- ・「授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」と思う児童生徒の割合(小中学生)
- ・探究的な学びにおいて、整理や分析を踏まえて、自分の考えを分かりやすくまとめ、発表した生徒の割合(高等学校)

- ・ブライト企業に就職した新卒学生数
- ・製造品出荷額
- ・半導体関連産業生産額
- ・6次産業化関連販売金額
- ・観光消費額
- ・渋滞時における自動車の平均旅行速度
- ・セミコンテクノパーク周辺の渋滞解消に寄与する道路整備の進捗

- ・半導体関連企業の集積を見据えた地下水かん養対策によるかん養量
- ・廃棄物の再生利用率
- ・国内間の社会増減
- ・阿蘇の草原面積
- ・固定的性別役割分担意識に同感しない県民の割合

- ・球磨川水系河川整備率
- ・高規格道路の整備進捗率
- ・緊急輸送道路の防災点検要対策箇所の整備箇所数
- ・土砂災害特別警戒区域からの住宅移転数
- ・日常生活動作が自立している期間の平均
- ・介護ロボット・ICT機器を導入している入所系施設の割合
- ・刑法犯認知件数

【推進体制】KPIを活用し、PDCA(計画、実行、評価、改善)やOODA(観察、判断、決定、行動)、有識者による評価を行い、進捗を可視化・管理する。

長寿・安心・くまもとプラン 第9期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の概要

計画策定に当たって

○計画の趣旨・位置づけ
老人福祉法第20条の9及び介護保険法第118条に基づき、本県の高齢者施策・介護保険事業の円滑な実施に資するために策定。

○計画期間 <3年間>
令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）まで
※ 2040年を見据えて計画を策定

高齢者施策に関する課題等

○高齢者の地域・社会活動への参加や希望に沿う多様な働き方を推進することが必要
○認知症医療・介護体制の充実・強化に向けた取組が必要
○在宅医療の需要増加に対応していくための体制整備、医療と介護の関係機関や多職種の連携によるサービス基盤の強化が必要
○地域の実情を踏まえ、必要なサービスが利用できる基盤整備を進めることが必要
○増加する介護需要に対応するため、更なる人材の確保が必要
○自然災害対策の更なる強化及び感染症に対応したサービス提供体制の整備が必要

第8期計画
（令和3年度～令和5年度）

第9期計画
（令和6年度～令和8年度）

○高齢者が元気で活躍する社会の実現
○地域包括ケアシステムの深化・推進

計画の
目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らし、みんなで支え合う“長寿で輝く”くまもと
すべての高齢者が、
○暮らしたいと思う地域・場所で
○快適かつ安全・安心に
○生きがいと社会参加の機会を持ちながら
自立して長寿を全うすることのできる熊本を目指します。

基本理念

○高齢者の尊厳の尊重
○利用者本位の視点の重視
○高齢者の社会参加と自立支援の推進
○住み慣れた地域での安全・安心な生活

重点目標

高齢者が元気で活躍する社会の実現や地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者の社会参加、自立支援、医療と介護の連携等を推進する。

★：重点取組事項

重点分野	(1) 高齢者が元気で活躍する社会の実現と自立支援の推進	(2) 認知症施策の推進	(3) 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進	(4) 多様な住まい・サービス基盤の整備	(5) 介護人材の確保と介護サービスの質の向上	(6) 災害や感染症への対応
主要施策	①地域・社会活動の推進 ②いきがい就労の促進 ③健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進 ★④地域リハビリテーションの推進・地域包括支援センター等の機能強化 ⑤地域生活の基盤整備 ⑥見守りネットワークの構築	①医療体制の整備（認知症医療・介護体制の充実・強化） ②介護体制の整備 ★③地域支援体制の整備及び社会参加の充実 ④高齢者の権利擁護・虐待防止の推進	①訪問診療・訪問看護等の在宅医療の提供体制の充実 ★②在宅医療と介護を支える多職種連携の促進と市町村支援 ③ICTを活用したネットワークの構築と活用推進	★①多様なサービス基盤の整備促進 ②個室・ユニットケアの推進 ③特養等における医療・看護サービスの推進 ④多様な住まいの確保	★①多様な介護人材の確保・育成 ★②介護現場の生産性向上と定着促進 ③市町村と連携した指導・監査等の充実 ④介護給付の適正化に向けた市町村支援	①要配慮者の被害防止対策と被災者への支援 ②感染症に対応したサービス提供体制の整備

○主な介護サービス見込み量（県内全域）

※下段の（ ）内は、令和5年度を100とした場合の各年度の指数です。

居宅サービス	単位	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
うち訪問介護	回／年	5,688,462 (100)	5,799,168 (102)	5,975,472 (105)	6,173,422 (109)
うち訪問看護	回／年	875,999 (100)	904,109 (103)	932,554 (106)	957,053 (109)
うち通所介護	回／年	2,583,812 (100)	2,635,223 (102)	2,676,715 (104)	2,738,045 (106)
うち通所リハビリテーション	回／年	1,283,426 (100)	1,311,125 (102)	1,321,512 (103)	1,330,905 (104)

地域密着型サービス	単位	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
うち定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／年	10,080 (100)	10,380 (103)	10,788 (107)	11,352 (113)
うち小規模多機能型居宅介護	人／月	2,300 (100)	2,475 (108)	2,487 (108)	2,514 (109)
うち認知症対応型共同生活介護	人／月	3,373 (100)	3,509 (104)	3,603 (107)	3,681 (109)
うち地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員	2,373 (100)	2,386 (101)	2,386 (101)	2,386 (101)

施設サービス	単位	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
うち介護老人福祉施設	定員	7,624 (100)	7,624 (100)	7,727 (101)	7,687 (101)
うち介護老人保健施設	定員	6,433 (100)	6,433 (100)	6,433 (100)	6,433 (100)
うち介護医療院	定員	2,066 (100)	2,066 (100)	2,108 (102)	2,108 (102)

○介護サービス給付費（県内全域）

（単位：千円／年）

サービス名	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅サービス	65,636,338 (100)	68,192,652 (104)	69,994,895 (107)	71,717,728 (109)
地域密着型サービス	34,662,670 (100)	36,418,557 (105)	37,207,948 (107)	37,978,282 (110)
施設サービス	51,549,004 (100)	54,766,936 (106)	56,135,946 (109)	57,158,369 (111)

※下段の（ ）内は、令和5年度を100とした場合の各年度の指数です。

○介護保険料（県平均）

（単位：円）

第8期 (令和3～5年度)	第9期 (令和6～8年度)
6,240 (100)	6,190 (99)

※下段の（ ）内は、令和5年度を100とした場合の各年度の指数です。

※各市町村で算定の第1号被保険者（65歳以上）の保険料月額平均。

33

重点分野「（５）介護人材の確保と介護サービスの質の向上」の概要①

1 現状・課題

- ① 生産年齢人口の減少が加速し、介護人材の確保がますます難しくなる中、本県の介護職員数は令和22年（2040年）に9,554人不足する見通し。
今後増加が見込まれる介護ニーズに対応するためには、多様な人材の参入促進、事業者及び職員自身の能力の向上が必要である。
- ② 介護分野の人的制約が強まる中、質の高いサービスを維持していくためには、介護現場の生産性向上に取り組む必要がある。
また、介護現場の負担を軽減し、働きやすい職場づくりを進め、職員の定着を図る必要がある。
- ③ 介護サービス事業所・施設の業務の健全性を確保するため、事業所・施設に対して適切に指導を行う必要がある。
- ④ 保険者である市町村を中心に介護給付の適正化に取り組んでいるものの、小規模町村を中心に人員不足等により取組みに差があることから、市町村に対する支援が必要である。

2 取組みの方向性

- ① 外国人、高齢者及び潜在的有資格者などの多様な人材の掘り起こしを進めるとともに、介護の仕事の魅力発信を行い介護職のイメージアップを図り、多様な人材の参入を促進する。
また、介護現場の職員等を対象とした研修等を実施し、介護の質の向上とキャリアアップのための育成を推進する。
- ② 「介護サービスの質の向上」と「介護人材の確保」に向けた、介護サービスにおける生産性向上への取組みを推進する。
また、介護職員の処遇改善、就労環境の改善等を行うことで介護職員の定着を促進する。
- ③ 制度の周知を目的とした全ての介護サービス事業所・施設に対する集団指導、新規指定事業所に対する実地指導を実施する。
- ④ 市町村が、保険者機能の一環として自ら主体的に介護給付適正化に取り組むことができるよう、関係団体と連携して人材の育成や市町村間の連携による実施体制の構築等の取組みを支援する。

重点分野「（５）介護人材の確保と介護サービスの質の向上」の概要②

3 主な施策・取組内容

①多様な介護人材の確保・育成

- ・県福祉人材・研修センターによる福祉人材無料職業紹介、離職した介護福祉士等への再就職支援等の実施
- ・地域の人材に直接アプローチする職場体験、就職面談会等のパッケージモデルの構築
- ・介護事業者団体等が行う多様な人材確保・育成に向けた取組への支援
- ・介護福祉士等の資格取得のための修学資金の貸付け
- ・外国人介護人材への学習支援、寄宿舎を整備する事業所への支援
- ・介護職のイメージアップのための広報・啓発
- ・介護支援専門員等に対する研修の実施

②介護現場の生産性向上と定着促進

- ・介護現場の生産性向上に係る関係機関等との協議の場、ワンストップ型の総合相談窓口の設置に向けた検討
- ・介護ロボット・ICTの導入費用の助成
- ・弁護士等専門家によるハラスメント対応やメンタルヘルス対策等に関する電話相談の実施
- ・介護事業者団体等が行う職員の定着促進や生産性向上、経営の協働化・大規模化等に向けた取組への支援
- ・介護サービス事業所・施設における介護職員処遇改善加算等の取得促進

③市町村と連携した指導・監査等の充実

- ・社会福祉法人、介護サービス事業所・施設等への指導監査等の実施
- ・有料老人ホーム等への立入検査及び質の向上のための研修等の実施
- ・インターネットを利用した介護サービス情報や介護サービス事業所の財務状況の公表推進

④介護給付の適正化に向けた市町村支援

- ・第6期介護給付適正化プログラムに基づく人材育成に向けた研修等の実施
- ・ケアプラン点検、医療情報突合・縦覧点検に係る市町村支援

4 数値目標

関連数値目標	R4年度実績値	R8年度末目標値
介護人材数	32,297人	37,228人
介護職員の不足感を感じていない事業所の割合	38.4%	51%
介護ロボット・ICT機器等を導入している入所系施設	40.4%	60%
適正化システムの給付実績の帳票を活用したケアプラン点検件数割合が13%以上である市町村数	—	45市町村

介護現場の生産性向上と定着促進に関する取組事例

★ 介護ロボット・ＩＣＴの導入支援

介護ロボットやＩＣＴ等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、介護職員の業務負担軽減と介護サービスの質の向上を図るため、次の支援を実施。

●介護ロボットの導入支援

移乗支援、移動支援、排せつ支援、見守り、入浴支援などを行う介護ロボットを介護保険施設で導入する際の費用の一部を助成【高齢】

●ＩＣＴの導入支援

介護ソフト、タブレット端末、スマートフォン、インカム、クラウドサービス等を介護保険施設で導入する際の費用の一部を助成【高齢】

●ケアプランデータ連携システムの導入支援

ケアプランをデジタルでやり取りする「ケアプランデータ連携システム」の導入等を行う事業所を支援する市町村への助成【認地】

★ 介護職員の定着促進に向けた取組

●介護施設、介護サービス事業所を運営する事業者団体等が行う人材確保や定着等に向けた取組に係る経費への助成。

●カスタマーハラスメントへの対応や職員のメンタルヘルス対策等のため、介護現場の職員や経営者を対象に弁護士や臨床心理士等の専門家による電話相談、研修会等を実施。【高齢】



移乗支援ロボット



介護職員定着支援に関する研修会の様子
(R6年度)

令和7年度新規事業について

介護現場の勤務環境改善支援事業

【健康で長寿な社会の実現】

新

予算額19百万円、1億90百万円（－）

介護現場の勤務環境改善支援事業[高齢者支援課]

- 介護ニーズの増加が見込まれる中、令和22年度に本県の介護職員は9,554人不足する見込みであり、質の高い介護サービスを維持していくためには、介護現場の業務改善や効率化を進め、介護職員の業務負担の軽減を図るとともに、介護人材の確保・定着を促進することが必要である。
- 介護サービス事業所の業務改善や効率化の取組等をワンストップで支援するための相談窓口の設置と、介護ロボット・ICTの導入に係る経費の助成を一体的に実施することで、介護現場の勤務環境改善と人材確保を促進し、介護サービスの質の向上に繋げる。

<現状・課題>

○本県の高齢者人口は約55万人、高齢化率は32.3%(R5.10時点)で、県民の約3人に1人が高齢者という状況。今後も高齢化率の上昇は続くと予測され、介護ニーズの増加が見込まれる。

○一方、生産年齢人口の減少等により、介護人材の確保は難しくなっており、本県では、令和22年度に介護職員数が約9,600人不足する見込みである。

○介護分野の人的制約が強まる中、質の高いサービスを維持していくためには、介護ロボット等のテクノロジーを活用し、業務改善や効率化等を進めることにより、職員の負担軽減を図るとともに、これらの取組により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上に繋げていくことが重要である。

○また、こうした取組を通じて介護職及び職場の魅力や働きがいの向上により、介護人材の確保・定着を図ることが必要である。

<事業概要>

○事業内容：

(1) 介護生産性向上推進総合事業 19百万円

①介護生産性向上総合相談センターの設置・運営
介護サービス事業所の生産性向上・人材確保等の取組をワンストップで支援するための相談窓口を設置し、相談対応、有識者の派遣、介護ロボット等の展示・試用貸出等を行う。

②介護現場革新会議の開催

県内の福祉、雇用等の関係者からなる介護現場革新会議を開催し、介護現場の生産性向上や人材確保に関する本県の対応方針、センターの運営方針等についての協議を行う。

(2) 介護職員勤務環境改善支援事業 1億90百万円（うち財36百万円） ※経済対策分

介護職員の勤務環境改善に積極的な介護サービス事業所における介護ロボット・ICTの導入に対して補助を行う。

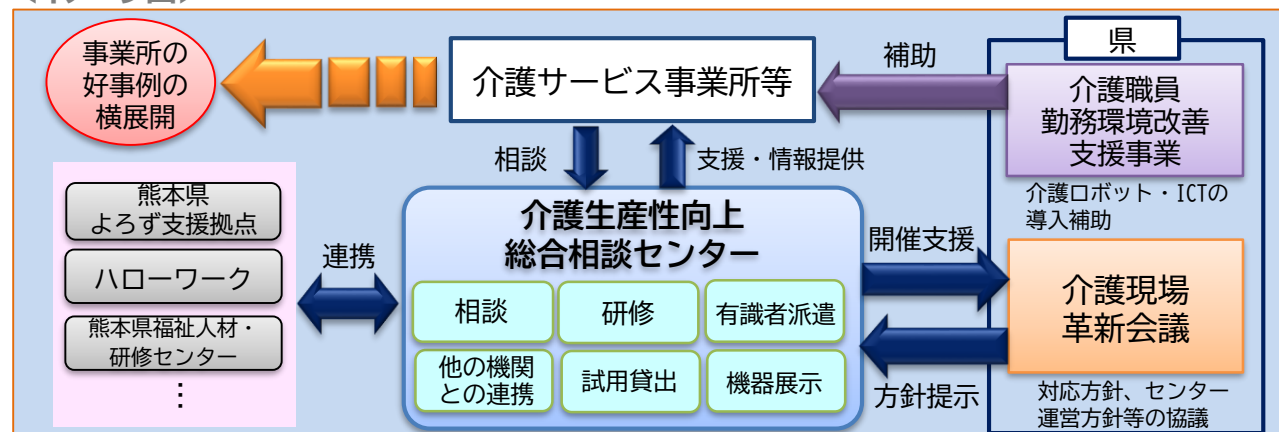
○事業主体：県

○財 源：(1) 地域医療介護総合確保基金

(2) 介護テクノロジー導入・協働化等支援事業 国4/5、県1/5

○事業期間：令和7年度～

<イメージ図>



3 介護現場の勤務環境改善支援事業 介護生産性向上推進総合事業について

介護生産性向上推進総合事業

1 現状と課題

本県の**高齢化率は32.6%(R6.10時点)**で、県民の約3人に1人が高齢者という状況である。今後も、高齢化率の上昇は続くと予測され、介護ニーズの増加が見込まれる中、**令和22年度に本県の介護職員は9,554人不足する見込み**であり、質の高い介護サービスを維持していくためには、介護現場の業務改善や効率化を進め、介護職員の業務負担の軽減を図るとともに、介護人材の確保・定着を促進することが必要である。

2 事業目的

地域の関係機関等と介護現場の生産性向上について**協議する場（介護現場革新会議）の設置**や、介護テクノロジー（ロボット・ICT機器）の導入・活用等による生産性向上を**ワンストップで支援する総合相談窓口の設置**等の取組を行うことにより、介護現場における生産性向上や人材確保の取組を推進することを目的とする。

3 事業内容

（1）介護現場革新会議の設置・開催

介護現場における生産性向上の取組の推進について、介護関係者や医療関係者、雇用関係者、経営関係機関等、幅広い関係者から、それぞれの立場における意見等を聴取するとともに、意識の共有を図る。

（2）くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンターの設置・運営

介護サービス事業所の生産性向上・人材確保等に関する相談等にワンストップで対応する相談窓口を設置し、介護テクノロジーの導入・活用等による介護現場の生産性向上や人材確保の取組を支援する。

(1) 介護現場革新会議について①

1 会議の名称

熊本県介護現場革新会議（令和7年4月1日設置）

2 会議の役割

● くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンターの取組の検討

- ・令和7年4月30日に設置・運用を開始した「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」の取組についての検討を行う。

● 地域における課題やその解決策に対する検討

- ・介護現場における生産性向上の取組の推進に関して、介護関係者や医療関係者、雇用関係者、経営関係機関等、地域の幅広い関係者から課題や意見等を聴取するとともに、課題の解決に向けて、どのような取組や支援が有効であるか等、一丸となって検討を行う。
- ・行政は、介護現場における生産性向上の取組を進めるにあたり、会議において聴取した意見等について施策への反映を検討する。

● 介護現場革新会議のメンバー間の連携強化

- ・会議を定期的に行い、メンバー間で情報交換を行うことで、介護現場の課題認識を共有し、課題解決に向けた取組における連携を強化する。
- ・会議で築いたネットワークを活用し、行政や各関係者が行う事業等を効果的かつ広範囲へ周知することで、地域の介護現場に対する支援をより一層、実効性の高いものとする。

(1) 介護現場革新会議について②

3 会議委員

(委員は分野ごとに50音順)

分野	構成員
社会福祉施設経営者団体	一般社団法人熊本県老人保健施設協会代表 熊本県地域密着型サービス連絡会代表 熊本県特定施設入居者生活介護事業者連絡協議会代表 熊本県療養病床・介護医療院連絡協議会代表 熊本県老人福祉施設協議会代表 日本認知症グループホーム協会熊本県支部代表
職能団体	一般社団法人熊本県介護支援専門員協会代表 一般社団法人熊本県介護福祉士会代表 一般社団法人熊本県作業療法士会代表 熊本県ホームヘルパー協議会代表 公益社団法人熊本県理学療法士協会代表
福祉介護用品事業者団体	一般社団法人熊本県福祉介護用品協会代表
福祉関係団体	社会福祉法人熊本県社会福祉協議会
医療関係団体	公益社団法人熊本県医師会代表 公益社団法人熊本県看護協会
関係行政	熊本県健康福祉部長寿社会局 高齢者支援課長 熊本市健康福祉局高齢者支援部 介護事業指導課長

【オブザーバー】

分野	構成員
経営関係機関	公益財団法人くまもと産業支援財団（熊本県よろず支援拠点）
関係行政	熊本労働局 職業安定課 熊本県健康福祉部長寿社会局 認知症施策・地域ケア推進課 熊本県教育庁県立学校教育局 高校教育課

(1) 介護現場革新会議について③

4 開催スケジュール

●スケジュール

1年に2回開催（予定）

●令和7年度 議事内容（予定）

第1回

- (1) メンバーの顔合わせ（県から会議の目的等を説明）
- (2) 国の施策動向及び本県の取組について
- (3) 介護生産性向上推進総合事業について
- (4) 介護現場における生産性向上に向けた取組方針（「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」の取組方針）案について

第2回 ※令和8年2月頃の開催を想定

- (1) 「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」の取組状況について
- (2) 次年度の取組方針（案）について

(2) 「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」について①

1 目的

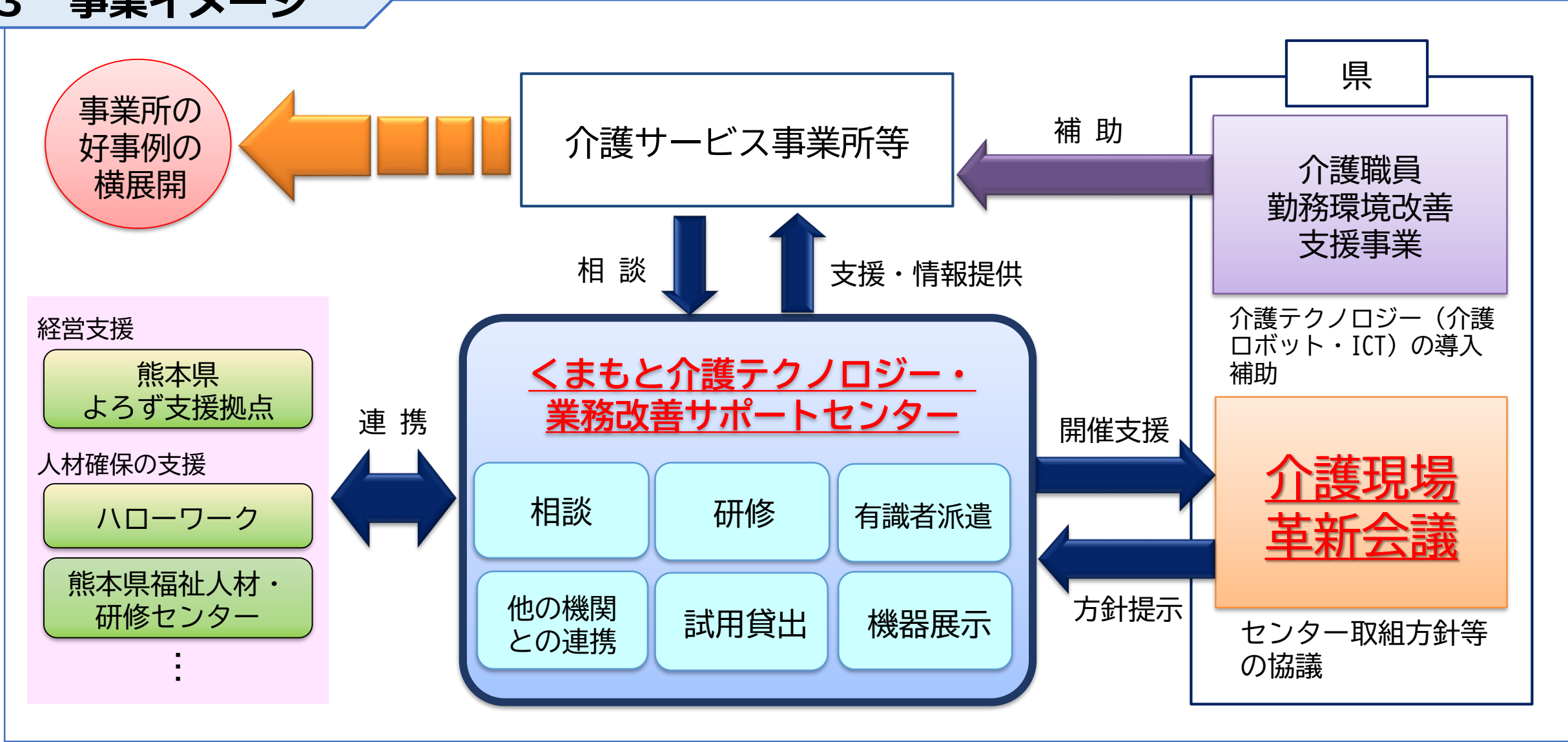
介護サービス事業所の生産性向上等の取組を支援するため、介護テクノロジーの導入・活用や業務改善、人材確保に関する相談等にワンストップで対応する。

2 センターの概要

名称	くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター (略称：くまもと介護テクサポセンター、くまテクセンター など)
開設日	令和7年4月30日(水)
所在地	熊本市中央区花畑町1-1 大樹生命熊本ビル2階 (介護労働安定センター熊本支部内)
開所日時	月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで ※休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く
運営委託先	公益財団法人介護労働安定センター熊本支部

(2) 「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」について②

3 事業イメージ



(2) 「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」について③

4 業務内容

① 業務改善や介護テクノロジー導入等に関する相談対応

介護サービス事業所からの業務改善や介護テクノロジー導入等の生産性向上の取組に関する相談を受け付け、助言を行うとともに、内容に応じて専門機関や専門家へ取り次ぎ、課題解決に向けた支援を行う。

② 介護テクノロジーの展示、試用貸出

介護テクノロジーの体験等が可能な常設展示場を設置する。

また、介護テクノロジーの取扱企業と調整の上、機器の試用貸出を行う。

試用貸出期間は2週間～1ヶ月とする。

③ 介護現場における生産性向上の取組に関する研修会の実施

介護現場における生産性向上の取組手法や事例等に関する研修会を年3回程度開催する。

④ 業務改善や介護テクノロジー導入等に係る専門家の派遣

介護現場の生産性向上に向けた業務内容の見直しや介護テクノロジーの導入等を実施しようとする介護サービス事業所に対し、専門家を個別に派遣し、助言等の支援（伴走支援）を行う。

⑤ 介護現場における生産性向上の関連情報の収集、発信

介護現場における生産性向上の関連情報をセンターのホームページ等へ掲載する。

また、好事例をまとめたリーフレットを作成する。



4 介護現場における生産性向上に向けた取組方針（案）

（「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」の取組方針）

介護現場における生産性向上に向けた取組方針（案） （「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」の取組方針）①

1 センターの役割

介護サービス事業所における課題を明らかにし、介護ロボットやICT機器の導入・活用をはじめとした生産性向上に関する取組への支援や人材確保に関する関係機関や専門家との連携によるワンストップ型の支援を行う総合相談窓口（地域における生産性向上に資するあらゆる取組のハブ）として、総合的・横断的な支援により介護サービス事業者が抱える課題の解決を図る。

2 目指す姿

介護現場における生産性向上の取組を推進し、介護職員が安心して、楽しく、働きがいを持って働くことができる職場環境を整備することで、職員のモチベーション向上や人材の確保・定着につなげ、最終的な目標である「介護サービスの質の向上」の実現を目指す。

3 取組内容

- ① 業務改善や介護テクノロジー導入等に関する関係機関や専門家と連携した相談対応
- ② 介護テクノロジーの常設展示、試用貸出（2週間～1ヶ月）
- ③ 介護現場における生産性向上の取組に関する研修会（年3回）の実施
- ④ 業務改善や介護テクノロジー導入等に係る専門家の派遣による伴走支援（5事業所）
- ⑤ 介護現場における生産性向上の関連情報の収集、発信

介護現場における生産性向上に向けた取組方針（案） （「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」の取組方針）②

4 取組の視点

（１）介護現場における生産性向上の取組手法の普及

- 介護サービス事業所が生産性向上に取り組むための指針として厚生労働省が作成している「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」は、PDCAサイクルによる業務改善の取組方法、課題把握から業務時間の見える化までの手順等が具体的に分かりやすく示されており、同ガイドラインを介護現場に普及していくことが効果的である。

（２）介護テクノロジーの活用

- 介護テクノロジーの活用は、職員の身体的・精神的負担軽減が図られ、業務改善効果が高いため、一層普及していく必要がある。一方で、導入にあたっては、機器の導入ありきで話を進めるのではなく、まずは、現場の課題を把握し、課題解決のために、機器の活用が本当に有効であるか、どのような機器を導入すると効果的であるか等を十分に検討する必要がある。
- また、具体的な介護テクノロジーの活用計画等を作成し、職員へ向けた介護テクノロジーの活用方法等の研修会を実施するなど、経営者や管理者と現場が一体となって取り組む体制を整えた上で導入することが有効であり、併せて導入前後のデータの収集等、検証作業を行っていくことも重要である。

（３）介護現場における生産性向上の好事例等の周知

- 生産性向上の取組を進める上では、介護現場が自らその必要性を認識することが必要であるため、介護現場における生産性向上の好事例を積極的に周知することなどにより、介護現場の意識醸成を図ることが重要である。
- また、介護現場の人材確保につなげるため、働きやすい魅力的な職場であることを周知することも必要である。

介護現場における生産性向上に向けた取組方針（案） （「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」の取組方針）③

5 取組の方向性

（１）介護現場における生産性向上の取組手法の普及

良質な介護サービスの維持・向上を実現するマネジメントモデルとして示されている、国の「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」を活用した業務改善の取組手法等を、サポートセンターによる個別相談や研修会、専門家派遣、情報発信等を通じて、介護サービス事業所等へ普及し、介護現場における生産性向上の取組の促進を図る。

【7つの視点から分類した業務改善の取組】



厚生労働省「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」

介護現場における生産性向上に向けた取組方針（案） （「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」の取組方針）④

5 取組の方向性

（2）介護テクノロジー導入の支援

熊本県介護職員勤務環境改善事業費補助金による介護テクノロジーの導入支援を継続するとともに、センターにおいて、介護テクノロジーの展示及び試用貸出、個別相談、専門家による伴走支援等を実施することで、介護現場の課題抽出から機器の選定・導入、さらに導入後の活用まで一連の取組を総合的に支援し、介護テクノロジーの導入・活用の効果を最大限に引き上げ、介護現場の生産性向上を促進する。

（3）好事例の横展開と介護業界のイメージ向上

センターにおいて、介護現場における生産性向上の好事例を、ホームページやリーフレット、研修会での事例紹介等を通じて地域の介護サービス事業所へ幅広く周知することで、生産性向上に向けての意識醸成を促し、好事例の横展開を図る。

その上で、介護の現場が働きやすい魅力的な職場であることをホームページやリーフレット等を通じて広くPRするとともに、介護テクノロジーの展示で、介護職を目指す学生や一般の方等にこれらの機器を実際に体験してもらうことにより、介護業界のイメージ向上に取り組み、介護人材の確保につなげる。

介護現場における生産性向上に向けた取組方針（案）
（「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」の取組方針）⑤

6 KPIの設定

指標	現状	目標値	目標値の設定根拠	定義（評価方法）
介護テクノロジー（ロボット・ICT）の導入事業者割合	全体 34.9% （内訳_施設：43.7%、通所35.0%、 訪問33.6%） ※国公表データ（R6.8時点）	R 8：全体 50% （※入所系施設R8:60%） R11：全体 90%	・厚労省が設定した介護分野におけるKPIと同じ ・入所系施設は「くまもと新時代共創総合戦略」及び「熊本県第9期計画」のKPI	介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件の算定状況から集計（デジタル庁「介護現場の生産性向上に関するダッシュボード」を活用）
伴走支援による生産性向上の効果創出 伴走支援を実施した施設における a.利用者の満足度等の変化 b.総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化 c.年次有給休暇の取得状況の変化	—	a.利用者の満足度等の悪化がみられないこと b.介護職員の総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間が短縮すること c.年次有給休暇の取得が維持又は増加すること	デジタル技術等を活用した継続的な生産性向上の取組を評価する加算（※）の算定開始時に求められる成果と同じ ※R6報酬改定で新設された生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」（令和6年3月29日老高発0329第1号）の別添1「利用者向け調査票」、別添2「施設向け調査票」により確認
※ 必要に応じて、伴走支援終了後の一定期間（数か月から1年程度）においてもモニタリングを実施（継続検討）				
ワンストップ窓口における相談対応件数	（参考）R6年度介護ロボット普及プラットフォーム事業の相談実績（R6.6～R7.3） ・相談窓口対応 18件 ・展示場見学対応 48事業所 計 66件	100件／年	R6年度の相談実績から算定 ・R6の1月当たりの相談件数 約7件（66件÷10月＝6.6件） ・7件×12月＝86件÷100件	「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」における相談対応実績値

5 「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」取組計画

年間スケジュール（予定）

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談窓口の運営	●											▶
介護テクノロジー（ロボット・ICT）の展示・貸出		●										▶
研修会の開催			第1回 ●			第2回 ●				第3回 ●		
専門家の派遣				●								▶
関連情報の収集、発信	●											▶
介護現場革新会議			第1回 ●								第2回 ●	

研修会実施計画（案）

	主な研修内容	開催時期	開催方式	開催場所
第1回	介護現場における生産性向上の取組手法等について <u>※専門家の伴走支援を希望する事業所は受講必須</u>	令和7年 6月27日 (金)	会場＋WEB (2時間程度)	くまもと 森都心プラザ
第2回	介護現場における生産性向上の取組手法等について	令和7年 9月頃	会場＋WEB (2時間程度)	未定
第3回	地域の先進的な事業所による取組事例の紹介（好事例の横展開）等 （伴走支援により業務改善を行った事業所による取組内容の発表）	令和8年 1月頃	会場＋WEB (2時間程度)	未定

※ いずれも座学のみではなく、ワークショップによる双方向型の内容とする予定